

地 権 第 1 7 2 号
平成23年12月14日

北海道道州制特別区域提案検討委員会 会長 様

北海道知事 高橋 はるみ



道州制特別区域基本方針の変更の提案について(諮問)

北海道道州制特別区域推進条例(平成19年北海道条例第44号)第5条第1項の規定に基づき、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成18年法律第116号)第6条第1項の道州制特別区域基本方針の変更の提案に関し、貴委員会の意見を求めます。

(諮問の理由)

北海道では、将来のあるべき自治の姿としての道州制を展望して、地域のことは地域が決めることができる地域主権型社会の実現を目指した取組を進めています。

このような中で、平成18年12月に「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」が成立し、道からの提案に基づいて国からの権限の移譲などを求めていく仕組みが法的に整備されたことから、この仕組みを有効に活用して、本道の活性化や道民生活の向上に役立つ提案を国に行うため、道としての案の取りまとめに当たり、貴委員会の意見を求めるものです。

第 4 5 回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成23年12月14日（水）10:00～

場所 第2水産ビル 3階 3G会議室

1 開 会

2 挨拶

3 委員等紹介

4 役員選任

5 諮 問

6 議 事

- (1) 第5回答申までの道民提案の検討結果について
- (2) 前期委員会からの申し送り事項について
- (3) 今後の提案検討委員会における道民提案等の審議について
- (4) 道州制特別区域計画の更新について
- (5) 次回（第46回）委員会について
- (6) その他

7 閉 会

【資料】

- 資料1 北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿
- 資料2 道州制特区推進法に基づく国への提案の流れ
- 資料3 第5回答申までの道民提案の検討結果
- 資料4 道州制特区提案の状況
- 資料5 前期委員会からの申し送り事項
- 資料6 今後の提案検討委員会における道民提案等の審議について
- 資料7 道州制特別区域計画の更新について

【参考資料】

- 参考資料1 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律
- 参考資料2 北海道道州制特別区域計画（素案）
- 参考資料3 現行計画と計画（更新）の素案の比較表

北海道道州制特別区域提案検討委員会委員名簿（第3期）

（任期：平成23年11月6日～平成25年11月5日）

【委 員】

氏 名	現 職
いのうえ ひさし 井上 久志	北海道大学大学院経済学研究科特任教授
おおた あきこ 太田 明子	太田明子ビジネス工房代表
かわにし くにひと 河西 邦人	札幌学院大学経営学部教授
きくち さだお 菊池 貞雄	北海道バイオマスリサーチ株式会社代表取締役
こんどう かずえ 近藤 和江	北海道保育士会会長（千歳市立末広保育所保育士）
たけだ つねのり 竹田 恒規	北星学園大学経済学部専任講師
ゆあさ ゆうこ 湯浅 優子	農業・ファームイン経営

* 名簿は、五十音順による

北海道道州制特別区域推進条例

(目的)

第1条 この条例は、道が行う道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号。以下「法」という。）第6条第1項の道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下「変更提案」という。）に関し、道民の参加の促進に必要な事項を定めることにより、変更提案に道民の意見、提言等を反映し、もって法第2条第1項に規定する特定広域団体である北海道における広域行政の推進（以下「道州制特別区域の推進」という。）を図ることを目的とする。

(道民への情報提供)

第2条 道は、変更提案の案の作成に当たり、道民が意見、提言等を述べることができるよう、道民に対して積極的に情報を提供しなければならない。

(変更提案の案の作成等)

第3条 道は、変更提案の案の作成に当たり、道民の参加を促進するため、道民が意見、提言等を述べる機会を十分に確保しなければならない。

2 知事は、変更提案の案の決定について、法第6条第2項に規定する手続をしようとするときは、あらかじめ、北海道道州制特別区域提案検討委員会の意見を聴かななければならない。

3 道は、変更提案の案を決定したときは、第1項の規定により道民から述べられた意見、提言等に対する道の考え方を公表しなければならない。

(設置)

第4条 道州制特別区域の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道道州制特別区域提案検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第5条 委員会は、知事の諮問に応じ、変更提案の案に関する事項を調査審議する。

2 委員会は、道州制特別区域の推進に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第6条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会は、変更提案の案の審議のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員会は、会議を原則として公開しなければならない。

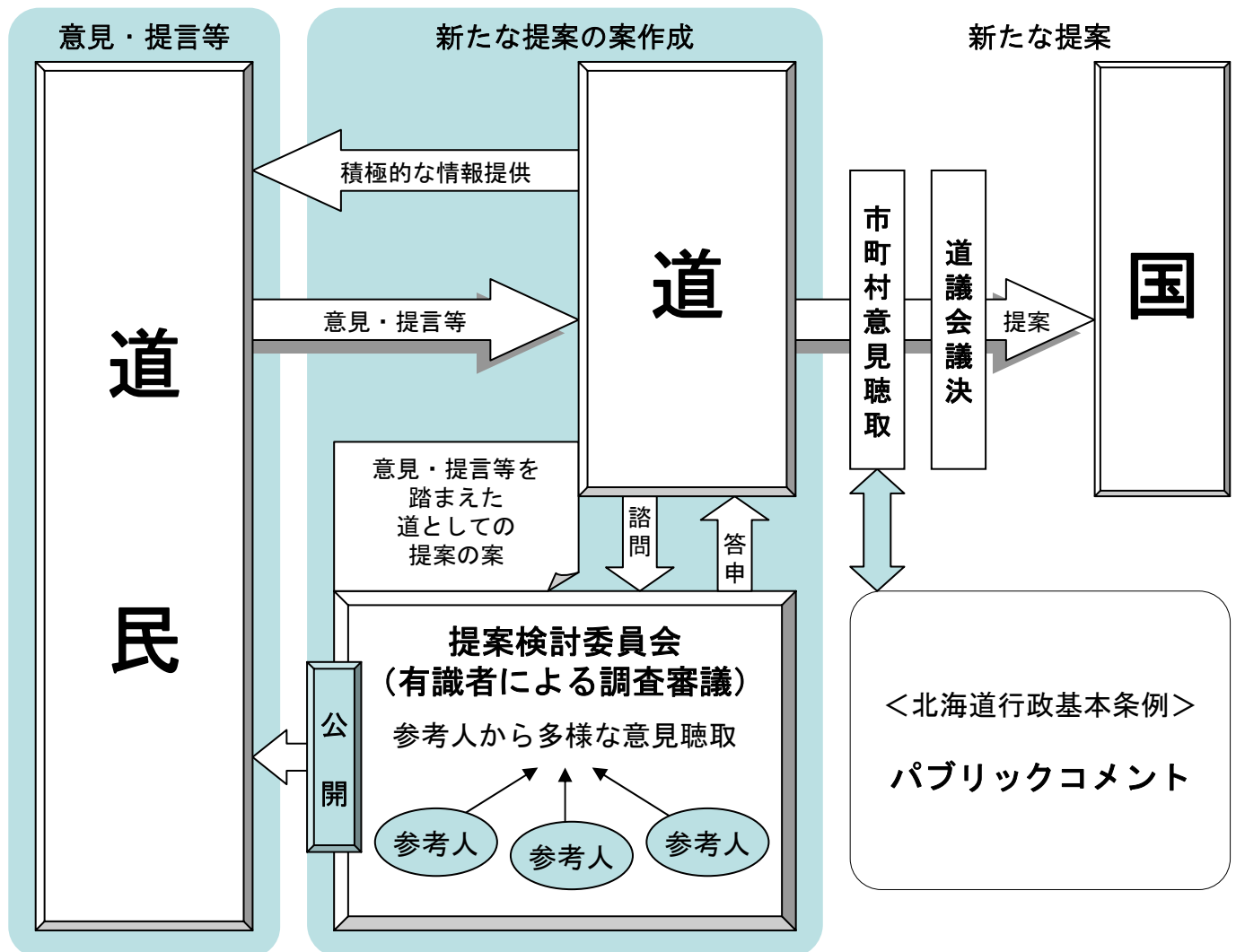
(会長への委任)

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第9条までの規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

道州制特区推進法に基づく国への提案の流れ

道州制特区推進条例
(平成19年7月制定)道州制特区推進法
(平成18年12月制定)

北海道道州制特別区域推進条例の概要

1 条例制定の趣旨

道は、道民生活の向上等に向け、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号。以下「道州制特区推進法」という。）第6条第1項の規定に基づく国への提案に積極的に取り組むこととしている。

道州制特区推進法第6条第1項の道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下「変更提案」という。）により、国から道への権限移譲等を実現するには、十分な道民議論を背景に変更提案を行うことが必要不可欠であり、そのため、道民議論を積み重ね、道民参加のもとに変更提案の案を取りまとめるために必要な条例を制定した。

2 条例の内容

- (1) 変更提案に関し、道民への情報提供等、道の責務を規定する。
- (2) 附属機関の設置を規定する。
 - ・ 設置 道州制特別区域提案検討委員会
 - ・ 組織 委員7人以内
 - ・ 委員 学識経験者から知事が任命、任期2年、再任可
 - ・ 会長及び副会長 委員が互選

3 道州制特別区域提案検討委員会の所掌事項

- (1) 知事の諮問に応じ、変更提案の案に関する事項の調査審議。

知事は委員会の意見を踏まえ、変更提案の案を決定し、道州制特区推進法上の手続き（関係市町村の意見聴取・道議会の議決等）に入る。
- (2) 道州制特別区域の推進に関し、知事に意見可。

4 施行期日

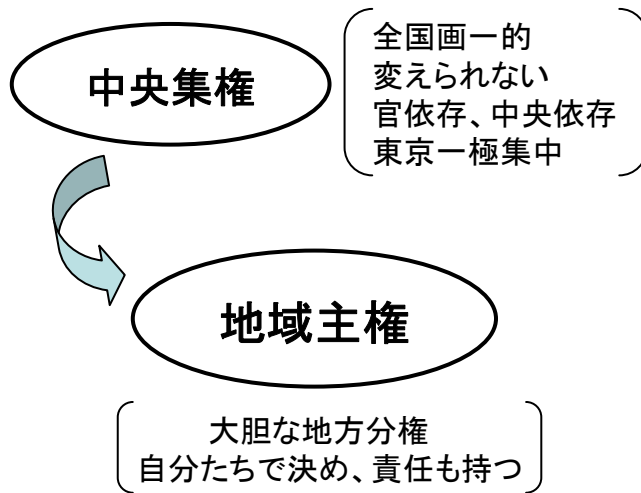
平成19年7月20日公布、施行

（附属機関の規定は平成19年7月30日から施行）

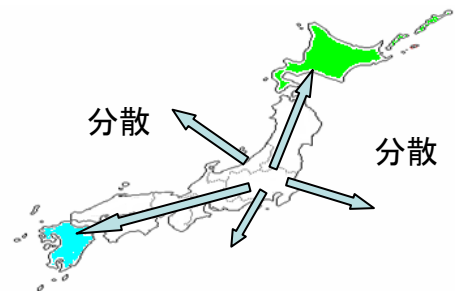
道州制特区推進法が制定されました

(平成18年11月28日衆議院本会議、12月13日参議院本会議可決)

地域主権を目指す道州制



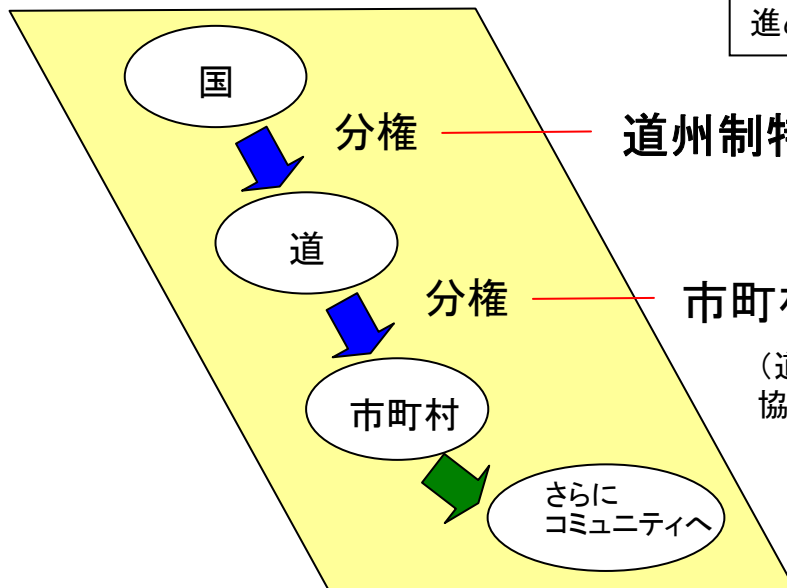
今のままの中央集権では、日本は行き詰まってしまう。地方分権を大胆に進め、地域のことは地域が決める地域主権型社会に転換する必要があります。



都道府県を再編して道州をつくり、国から道州へ、道州から市町村への大胆な分権を進めるのが道州制です。これは首都機能の分散にもなります。

道州制特区は将来の道州制を展望し、国からの権限移譲等を積み重ね、一步一步、段階的に進めるための仕組み

道州制は、この国のかたちを変える大きな改革です。一気に実現しようとしても無理があるので、一步一步、段階的に進めるのが現実的です。



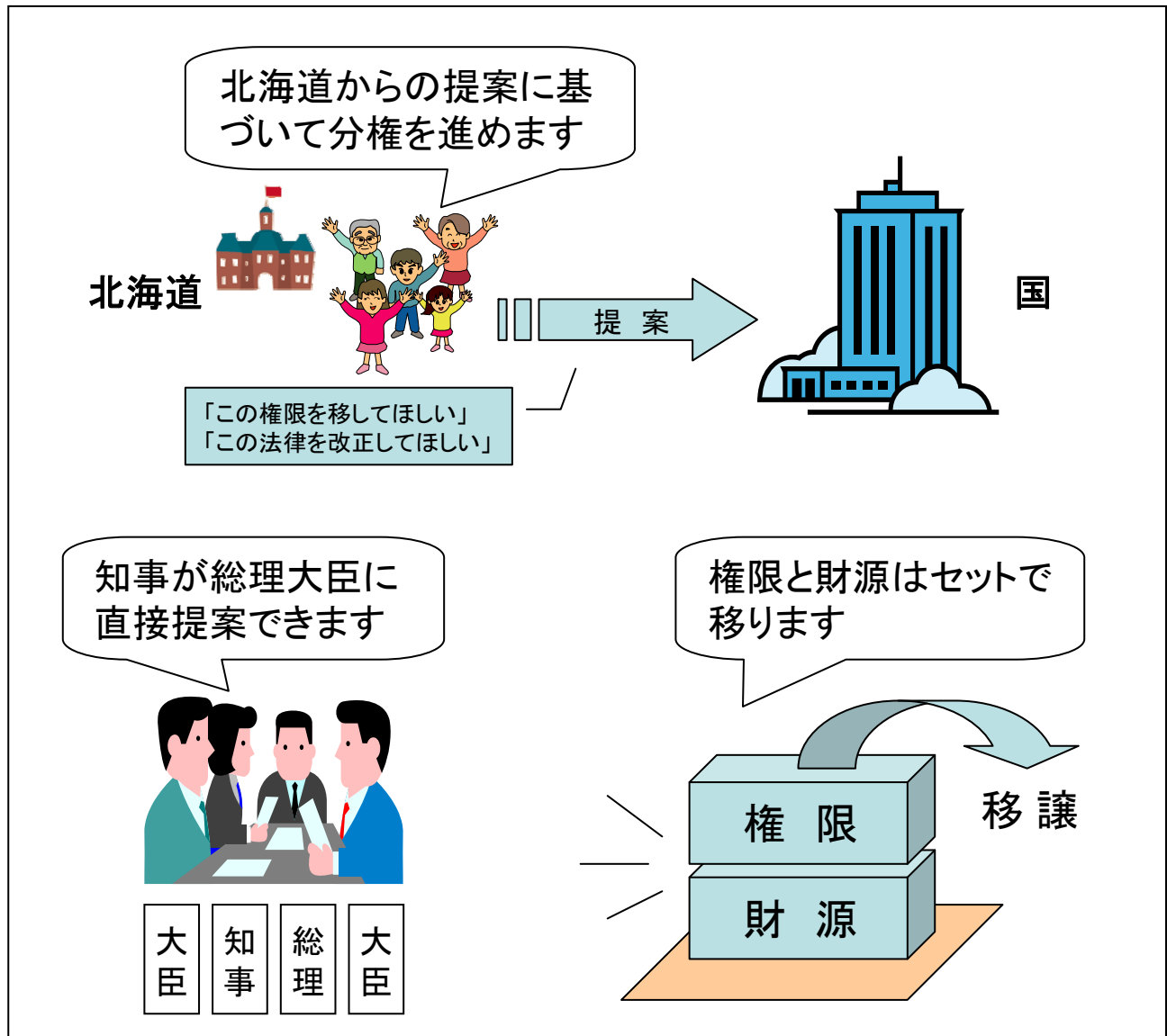
道州制特区 (推進法を使って国からの分権を進めます)

市町村への事務・権限移譲

(道の移譲方針に基づき、市町村と協議して進めています)

道州制特区推進法のしくみ

道州制特区推進法は、国から道に権限や財源を移すしくみを法律にしたものです。



この仕組みを使って、国に提案をしていきます。
みんなでアイディアを出して議論しましょう。

特区制度の比較

	制 度 の 概 要 等	北海道内から提案（申請）した事例
構造改革特区	【目的】 ・国の規制改革を通じて経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図る。 【対象地域】 ・全国各地域→地域の活性化を図るために地方公共団体が自発的に設定する区域 【申請主体】 ・地方公共団体（民間事業者から地方公共団体への提案制度あり） 【特例措置の内容】 ・主として個別の規制の特例措置（税制・財政・金融措置は対象外）	○北のフルーツ王国よいちワイン特区（余市町） 【特定農業者による特定酒類の製造、特産酒類の製造事業】 ○港湾物流特区（石狩湾新港管理組合・小樽市・石狩市） 【重量物輸送における重量制限の緩和】 など
総 合 特 区	【目的】 ・拠点形成による産業の国際競争力の強化や地域の活性化に関する規制の特例措置等による我が国の経済社会の活力の向上等に寄与する。 【対象地域】 ・国際戦略総合特区→我が国全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の特定地域 ・地域活性化総合特区→全国各地域 【申請主体】 ・地方公共団体（民間事業者から地方公共団体への提案制度あり） 【特例措置の内容】 ・複数の規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置等	〈※総合特区指定に向けた選定作業中〉 ●国際戦略総合特区 ○北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区（北海道、北海道経済連合会、札幌市等22市町） 【特区認定商品の有用性（機能性を含む）表示制度の緩和、農業生産法人への農地権利移動に関わる譲渡所得税の軽減、食品安全性・有用性研究評価センター機能の確立に資する「拠点裁量型研究制度」の創設への財政支援等】 ●地域活性化総合特区 ○札幌コンテンツ特区（札幌市） 【ロケ撮影に係る撮影許可の新たな基準の設定と許可基準の緩和等】 ○森林総合産業特区（下川町） 【欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入規制の緩和等】 など
道 州 制 特 区	【目的】 ・地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展 【対象地域】 ・特定広域団体の区域→北海道又は3以上の都府県が合併した場合に政令で指定した都府県の区域 【提案主体】 ・特定広域団体（道民からの意見・提言等を提案検討委員会で審議し道へ答申） 【特例措置の内容】 ・国からの事務・権限の移譲 ・国の関与の縮小（規制緩和、条例への委任範囲の拡大等）	○札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更 【札幌医科大学の学則変更の届出先を、国から北海道とする】 ○J A S 法に基づく監督権限の移譲 【JAS法に基づく道域業者の本社・道内工場等への監督権限の移譲】 ○水道法に基づく監督権限の移譲 【水道法に基づき国と道に分かれている指導・監督権限について全て道に移譲】 など30項目

第5 回答申までの道民提案の検討結果

1 道民提案の検討結果

- 平成19年3月から平成23年11月までの4年間で計44回の道州制特区提案検討委員会を開催し、道民からご提案いただいた307項目（353件の提案の中で類似・重複したものを整理したもの）すべてについて検討を行いました。
- 307項目うち130項目が道州制特区提案として検討すべきものとし、残り177項目を現行法でも対応可能であるなどの理由から道州制特区提案によらなくても対応可能なものとして仕分けをしました。
- 道州制特区提案として検討すべきもの130項目を更に検討を進めた結果、このうち30項目を基に、計5回の答申を知事に行いました。

(項目)

区 分		特区として検討すべき			特区提案によらなくても対応可能	計
		答申につながったもの	検討を一旦終了	検討を継続		
道民提案	地域医療	4	22	0	15	41
	農林水産	3	5	0	16	24
	土地利用	3	4	0	2	9
	経済振興	6	26	5	28	65
	雇用対策	0	1	0	5	6
	環境保全	2	4	0	13	19
	子育て	0	0	0	2	2
	地域振興	13	23	0	75	111
	教育・学校	0	2	0	12	14
	福祉	3	4	0	5	12
	その他	0	0	0	4	4
	計	34	91	5	177	307

2 道民提案の募集結果

平成19年3月から現在まで、道民の方、道内の市町村、団体から計390件のご提案をいただいています。（道民提案は一年中募集中しています。）

(件)

過去の提案	期 間		道民	市町村	団体	合計
	H19年3月～H19年 7月		107	35	106	248
	H19年8月～H20年 2月		4	0	36	40
	H20年3月～H21年 4月		23	3	0	26
	H21年4月～H22年 4月		14	1	24	39
	小 計		148	39	166	353
新規	H22年5月～H23年11月		5	11	21	37

合 計			153	50	187	390
-----	--	--	-----	----	-----	-----

道民提案の検討・整理状況 353件の内訳

※ 「検討結果」欄のうち、「一旦終了」は現時点での提案検討を一旦終了したもの、「継続」はペンディング中のもので今後さらに継続検討していくもの。

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果							関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらなくても 対応可能なもの				
						重 複 除 く	答申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	そ の 他		
A 地 域 医 療 対 策	医療従事者の 地域偏在是正	地方勤務医養成	医育大学の定員増・地域枠導入	1	医育大学の定員増を行うとともに、将来地域医療に携わる意志のある人材を優先的に入学させる。	4	4	①						1007A,1061A,2006A,3063A 【①札幌医大定員自由化】	
		地方勤務医確保	地域での臨床研修義務化	2	研修医等に地方病院勤務を義務づける。	2	1		○					2006A*,2015A	
			潜在医師・外国人医師の招致	3	第一線を退こうと考えている医師や「臨床修練制度」を受けた外国人医師を招致する。	4	3		○					1002A,2006A*,3028A,3069A	
			臨床研修病院の指定・監督	245	臨床研修病院の指定・監督権限を厚労大臣から道知事へ移譲する。	1	1		○					3303A	
			臨床研修先の限定	246	道内医育大学卒業生の臨床研修先を道知事の指定病院に限定する。	1	1		○					3304A	
			外国人向けの外国人医師等の招致等	247	外国の医師免許または看護師免許等を有する者が、当該外国の旅行者等を対象として、北海道内(道知事が地域を指定)で医療に従事できるようにする。	1	1		○					3310A	
	地方への派遣システム	医療機関のグループ化	11	中核病院と中小病院をグループ化し、中核病院から中小病院への医師派遣を行う。	2	1					○		2006A*,3064A		
		期間限定交代制の導入	4	過疎地に期間限定交代制で医師を配置する。	2	1		○					1043A,2006A*		
		医師派遣の円滑化	5	病院間の医師派遣を円滑化するため、派遣元医療機関の医師数が減算されない措置を講ずる。	3	0	①						2022A*,2026A*,2030A* 【①労働者派遣法】		
		道職員医師の民間病院派遣	6	へき地の医師不足解消のため、地方自治法により職員の派遣を、医師に限り民間に派遣可能とする。	1	1	①						3106A 【①地方公務員派遣法】		
		医師、看護師等医療従事者の需給調整	205	医師、看護師等医療従事者の需給調整を知事ができるようにする。	1	1						○	1223A		
	地方勤務誘導	診療報酬の特例措置	7	診療報酬で地方勤務の加算を行い、増加見合いを他の区分から減算できるよう特例措置を設ける。	2	1		○					2006A*,3061A		
	看護職員確保	看護学校の定員増・奨学金拡充	8	地域の看護師不足に対応するため、道立看護学校の定員を増やすとともに、奨学金制度を拡充する。	3	3		○						2019A,2027A,2031A	
		養成施設指定権限移譲等	9	養成施設指定権限の移譲を受け、企業参入も含め地方での設置が容易になるよう指定基準を緩和する。	1	1		○						1008A	
		保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等	206	保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定及び施設の指定を知事ができるようにする。	1	1		○						1226A	
		外国人人材受入れの促進	10	外国の看護師資格があれば、日本の資格がなくても看護職員となれるようにする。	1	0		○						1033B*	
		医療関係学部の定員増	248	医学部以外の公立・私立大学医療関係学部の入学定員増に関する届出及び認可を文科大臣から知事に変更する。	1	1		○						3302A	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
						重 複 除 く	答 申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専 掌	現 行 法 令	現 行 施 策	そ の 他			
A 地域 医療 対策	医療従事者の 地域偏在是正 地方病院の経営健全化	看護職員確保	保健師等の学校・要請施設の指定・監督	249	高齢者医療等に重要な役割を担っている保健師・助産師、看護師、理学療法士、作業療法士に係る学校・養成施設の指定・監督権限を道知事へ移譲する。	1	1		○						3305A	
			地方の実態に即した医療従事者の配置	標準医師数の算定方法緩和	12	地域の実態に応じた算定とともに、過疎4法の指定地域における特例措置を緩和・延長する。	9	9		○						2018A,2020A,2022A,2025A,2026A,2028A,2030A,2032A,3036A
				看護職員の配置基準緩和	13	夜間看護職員の配置を入院患者や病床数に応じた配置基準に緩和し、夜勤時間の制限を緩和する。	8	5		○						2019A*,2021A,2023A,2024A,2027A*,2029A,2031A*,2033A
				病院、診療所の人員及び施設の基準	207	病院、診療所の人員及び施設の基準を条例で定めるようにする。	1	1		○						1225A
				医師標準数の設定（過疎地域）	250	過疎地域における医療機関の医師標準数を、道知事が地域の実情に応じて設定することができるようにする。	3	1		○						3309A.3314A*.3317A*
				学校医にかかる医師標準数の特例	254	地方公立病院から派遣する学校医を、当該公立病院の医師標準数に含まれるようにする。	1	1				○				3314A
				公立病院のオープン化に係る医師標準数の特例	255	公立病院で診療を行う開業医を、医師標準数の中に含められるようにする。	1	1	④							3317A 【④過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置】
	その他	遠隔地等での医療補完体制整備	緊急通報システム整備	14	へき地、過疎地など、少数集落地域全世帯に対して緊急通報システムを整備する。	1	1							○	3019A	
			医療チームの出向	15	患者の家族が行動不可能な場合など、速やかに医療チームが出向し、診療や処置を行う。	1	1							○	3020A	
			通院費補助	16	通院に要する交通費の割引や無料化を行う。	1	1							○	3021A	
			バイタルチェックの常駐	17	病院から遠隔地に妊婦などの患者がいる場合、バイタルチェックを常駐させる。	1	1					○			1044A	
		施設の整備等	施設基準の緩和	18	病院を無床診療所と介護老人保健施設へ転換する際の共用部分認定を拡大し、転換時負担を軽減する。	1	1					○			2011A	
			小児科、産婦人科、歯科設置	19	地域に必要な身近な医療として、小児科、産婦人科、歯科を設置する。	1	0							○	1043A*	
			学校と病院の併設	20	学校と病院を同一建物で併設する。	1	0					○			1047H*	
			私立病院の空き病棟の有効活用	21	私立病院の空き病棟を有効利用する。	1	1					○			1049A	
		その他	医師確保対策の強化	22	医療対策協議会の実効性を確保するため、知事権限を強化し、医師確保対策を推進する。	1	1					○			3035A	
			医療対策協議会における知事の指示権限	208	医療対策協議会の議長に知事の就任を義務付け、知事に指示権限を与えるようにする。	1	1					○			1224A	
			救急車の出動理由の公表	23	救急車の不正利用を減らすため、救急車の出動理由の公表を制度化し、世論に問う。	1	1						○		1045A	
			予防医療と家庭医制度の促進	24	予防医療を重視するとともに、一定水準まで総合的に対応できる家庭医を多数輩出する。	1	1						○		3092A	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
						重 複 除 く	答 申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	そ の 他			
A 地域医療対策	その他	その他	訪問看護師の業務・役割の拡大	251	医師が不在の現場でも看護師ができる医療処置(療養上の世話)の業務・役割を拡大。ただし、道知事が指定する研修を受けた訪問看護師に限る。	1	1		○						3306A	
			介護福祉士の業務・役割の拡大	252	医師または訪問看護師の指示により、介護福祉士ができる医療行為(喀痰吸引、経管栄養)を拡大。なお、道知事が指定する研修を受けた介護福祉士に限る。	1	1		○					3307A		
			地域救急体制の補強(緊急自動車の拡大)	253	道知事の判断により、住民の身近なところに存在する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村の公用車両などを緊急自動車に指定し、道路の優先通行、速度規制の緩和をはかり、搬送時間の短縮を図る。	1	1		○					3308A		
			携帯型心電計に関する使用制限緩和	269	携帯型心電計をヘルパーや介護員が在宅患者等の第三者に使用できるようにする。その上で、保健所、医療機関、住民を通信ネットワークで結ぶシステムの導入を図ることにより、心臓病の早期発見や適切な治療を行う。	1	1		○					3402A		
			診療看護師の制度化に向けての規制緩和	307	「診療看護師」(大学院の看護福祉学研究科博士課程(看護学専攻)のナースプラクティショナー養成コースを修了し、プライマリ・ケアに関する専門知識・技術を有すると教育機関での最終試験で認められた者)が一定の条件下における医学的診断・治療を行うことができるようにする。	1	1		○					3429A		
B 農林水産業の振興	農業の振興	農業生産力の向上	課税の免除	25	堅固なビニールハウスや排雪のための動力源となる軽油について、課税免除とする。	3	3		○						1010B,1014B,3055B	
			目標設定・体制整備	26	自給率の引き上げや農改センターの充実強化などにより、北海道を日本の食料支援センターにする。	4	4					○		3002B,3013B,3014B,3016B		
			外国人人材受入れの促進	27	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人人材の受け入れ規制を緩和する。	1	1					○		1033B		
			教育機関整備・資格制度導入	28	農業高専などの教育機関を整備するとともに、資格制度など制度的な参入支援を行う。	1	1					○		1016B		
			新規就農者の認定緩和	29	農業を志す者に、当初、農地を借地として提供し、当分の間世話役が指導する。	1	1					○		4009B		
		遊休地の活用	遊休農地を活用した燃料生産	30	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	4		○						1017B,3037B,3066B,3078B	
			ふゆみずたんぼ	31	遊休農地で自然農法を基本とした「ふゆみずたんぼ」を行い、農業の振興などを図る。	1	1						○		3065B	
		施設の整備	雪氷冷熱倉庫の建設促進	32	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。	1	1						○		1015B	
		その他	自家用貨物自動車の車検延長	33	積雪により使用期間が極端に短い特殊性から、農業用の自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1		○						1086B	
			農業、漁業への公的保証	34	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	1						○		3068B	
			オーガニック認定制度の制定	35	農産物や食肉、乳製品など、厳しい条件をクリアした食品にのみ、北海道のオーガニック認定を行う。	1	1					○			3104B	
			JAS法の監督指示権限	36	事業者が複数都道府県にまたがる場合であっても、当該事業者のある道に一切の監督指示権限を移譲。	2	2	①							3108B,4014B 【①JAS法】	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらなくても 対応可能なもの					
								重 複 除 却	答申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その他	
B 農 林 水 産 業 の 振 興	林業の 振興	資源の有効 活用	森林管理の一元化	37	国、道、森林組合等の森林管理を一元化し、有効利用を図る。	1	1		○						3004B	
			国有林・道有林の維持管理の一元化	209	国有林と道有林の維持管理を一元化できるようにする。	1	1		○					1219B		
		地域森林計画	森林審議会の所管	38	地域森林計画に関連する林業・木材産業振興や森林づくりへの道民理解の促進などの事項を同時審議。	1	1	②						4016B 【②森林関係審議会】		
		地域森林計画	道計画・市町村計画の統合	39	道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、流域一体で森林マスタープランを策定する。	1	1	②						4017B 【②人工林資源】		
	水産業の 振興	水産業の安定化	操業調整の期間短縮	40	指定漁業の許可権限の移譲を受け、知事が一元的に許可を行い、操業調整の期間短縮を図る。	1	1				○				2013B	
			養殖水産物の密漁取締	41	密漁の罰則が弱く実効性に欠けるため、密漁の防止や取締罰則規定を条例で制定できるようにする。	1	1					○			1011B	
			密漁の取締、罰則	210	密漁の取締り、罰則を条例で定めるようにする。	1	1					○			1214B	
			養殖・栽培技術の向上	42	流水、低気圧にも負けない養殖や栽培技術を向上し、安心して仕事できる環境を整備する。	1	1						○		3017B	
			外国人人材受入れの促進	43	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人人材の受け入れ規制を緩和する。	1	0						○		1033B*	
			農業、漁業への公的保証	44	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	0						○		3068B*	
加工業などの振興		外国漁船の水揚げ規制緩和	45	加工原料を確保するため、外国漁船でも日本の港に水揚げできるようにする。	1	1					○			3067B		
		雪氷冷熱倉庫の建設促進	46	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。	1	0						○		1015B*		
C 土 地 利 用 規 制	土地利用一般	土地の有効活用	用途制限の緩和	47	土地の有効活用、売買活性化や企業誘致のため、市街化調整区域などの用途制限を緩和する。	2	2		○						3005C,3010C	
			未使用国有地・道有地の活用	48	未使用の国有地・道有地の有効活用を図る。	1	1						○		3025C	
		地方裁量範囲の拡大	農地転用許可等の権限移譲	49	農地転用に係る農林水産大臣協議・許可権限を知事の権限とする。	4	4	②							2008C,2010C,2034C,3041C 【②国土利用】	
			企業誘致のための農地転用許可権限の移譲	211	企業誘致促進のため、4ha超の農地転用についても知事許可とする。	1	1	②							4201C 【②国土利用】	
		地方裁量範囲の拡大	保安林に関する権限移譲	50	国有林の保安林や民有林の重要流域内の保安林の指定及び解除権限の移譲を受ける。	3	3	②							2009C,4008C,4018C 【②国土利用】	
			国の関与の縮小	51	漁業施設用地の変更協議や都市計画事業の補助採択に関する国の関与を縮小する。	2	2			○						2004C,2007C
			土地利用規制の決定に係る国の協議・同意の廃止	212	土地利用規制の決定に係る国の協議・同意を廃止し、知事が決定できるようにする。	1	1			○						1216C
			農用地の活用	270	田畑として再生することが難しい耕作放棄地が多いが、農用地に指定されているため、転用するのが難しいケースが多い。土地の有効活用を促進するため、市町村にもっと権限移譲を促進する。	1	1			○						1417C
		農地	耕作放棄地の解消	農地取得下限面積の引き下げ	52	農地取得の下限面積を引き下げる。	1	0						○		

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
						重 複 除 く	答 申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その他			
D 経済振興対策	観光振興	観光客誘致	国際観光の振興	53	外国人観光客の受入体制整備のため、企業が国際観光振興のための投資を行った場合、税を優遇する。	1	1	②							3038D【②国際観光振興業務特別地区】、【②企業立地促進法】、【②地域限定通訳案内士】	
			企業誘致での投資減税対象となる業種の基準等	213	企業誘致で投資減税の対象となる業種の基準及び計画の認定を条例で定めるようにする。	1	1	②							1229D【②企業立地促進法】	
			国際観光振興業務特別地区設定による投資減税	214	国際観光振興業務特別地区を設定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1	②							1230D【②国際観光振興業務特別地区】	
			カジノの振興	54	外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の拡大を図る。	4	3			○					3047D,3050D,3071D,3074J*	
			(小樽市への)カジノの設置(誘致)	215	カジノを設置できるようにする。(小樽市が魅力溢れる観光地であり続けるために、観光振興策として、カジノの誘致を行う。)(小樽市に外国人のみ行う事ができるカジノを作り、F1を開催するなどして、各国の富裕層を誘致する。)	3	3			○					1213D,1235D,3203D	
			民宿・ファームインの活性化	55	自家製果実酒やしぼりたて牛乳を提供できるよう、酒税法や食品衛生法の規制を緩和する。	2	2		○						3060D,3062D	
			酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供	216	酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳を提供できるようにする。	1	1		○						1232D	
			特定免税店制度	56	沖縄で行われている特定免税店制度を導入する。	2	2	②							1022D,3077D【②特定免税店制度】	
			国際観光振興業務特別地区設定による関税なしの販売	217	国際観光振興業務特別地区を設定で関税なしの土産品を販売できるようにする。	1	1	②							1231D【②特定免税店制度】	
			CIQ業務の一部移管	57	CIQ業務の移管や空港民間スタッフの活用により、出入国手続の迅速化を図る。	1	1				○				1029D	
			空港・港湾でのCIQ業務	218	空港・港湾でのCIQ業務を知事ができるようにする。	1	1				○				1228D	
			ビザ発給要件の緩和	58	北海道限定のビザ無し入国対象国の拡大や観光数次ビザの発給を行う。	2	2		○						1030D,1034D	
			中国元両替所の増設	59	中国元の両替所の増設、両替上限額の見直しを行う。	1	1					○			1035D	
			道路標識の統一	60	道路の景観向上や外国人観光客などのため、道内の標識基準を統一する。	1	1						○		1041D	
			国際免許規定の変更	61	道内を外国人が運転できるようにする。	1	1							○	1057D	
			長期滞在型可能地域	62	北海道を長期滞在型の避暑・観光地域などに位置付け、税の優遇などの施策を行う。	1	0							○	3071D*	
			交通案内標識の多言語化	284	外国人観光客が増加していることから、交通案内標識を中国語、ハングル、英語の併記とする。	1	1							○	3404D	
	観光業振興	外国人材受入れの促進	63	道内観光分野の就業に限定して、在留期間を技能を有する者並みの3年又は1年に延長する。	2	1	②							1031D,1033B*【②外国人材受入れ】		

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
								重 複 除 く	答 申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その 他	
D 経済振興対策	観光振興	観光業振興	自家用車による旅客共同送迎	64	旅客の利便性向上と宿泊施設の労力低減のため、施設の共同による自家用車による有料送迎を行う。	1	1		○						1036D	
			有料顧客送迎に係る権限移譲	65	体験観光事業者が行う有料の顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道に移譲する。	1	1		○						4006D	
			地域観光の振興	272	自然や観光資源の小さな地域で旅行業登録をせずに旅程のあるツアーを組んで募集行為をすると、旅行業法違反となることから、地域が独自にツアーを組み、募集し、集金することを合法的にできるようにする。また、レンタカーのマイクロバスを使用しての旅客運送ができるようにする	1	1		○						1426D	
	その他	金融市場の活性化	金融自由化	66	北海道の位置を利用し、東京より早く金融市場が開くように時差を設け、金融自由化を行う。	2	2		○							3048D,3049D
			新総合金融市場の創設	67	東京より1時間早く市場を開設し、NYと東京の空白を少しでも埋め、北海道経済の活性化に繋げる。	1	1		○						3070D	
			北海道為替市場創設	219	北海道は夜明けが早いことを利用して、札幌で為替市場を創る。	1	1		○						1205D	
		物流・人材移動の活性化	陸上・海上・航空運賃の低減	68	経済活動に大きな影響を与えている運賃を低減化する。	2	1							○		1003D,3029H*
			自由貿易地域指定	69	道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、CIQ業務の移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。	2	2			○						1024D,2012D
			地方港のセーフティネット	70	各事業者の労働者を自己の労働者とみなす特例を活用するため、組合設立権限の移譲を受ける。	1	1							○		1023D
			高速道路の最高速度	71	高速道路の最高速度を120km/hとし、物流の効率化を図る。	1	1					○				1072D
			トラックコンテナの国際基準化	72	トラックコンテナに国際基準を取り入れる。	1	1		○							1075D
			船用コンテナの国際基準に則した牽引車両の導入	220	トラックのシャーシの基準を変えて、国際コンテナが直接つめるようにし、コスト削減による競争力の向上を図る。	1	1		○							1210D
			高速道路の無料化	256	高速道路を無料化する。物流コストが削減され、本道経済が活性化するとともに、道民の行動範囲が広がり、広域的な経済圏の形成が促進される。	1	1		○							3319D
			稚内の一部をロシアにレンタル	73	稚内の領土の一部をロシアにレンタルし、ロシアとの交易の窓口やビジネスの拠点とする。	1	1				○					3101D
			国際空港路の開設	286	国際航路の新規開設増と海外からの貨物・観光客の大幅増を図るため、国際航空路の開設の主体性を道に移管する。	1	1				○					1423D
		空港の活性化	新千歳空港の貨物受け入れ	74	新千歳空港の24時間貨物受け入れを可能にする。	1	1						○			1074D
			空港の一括管理	75	道内の第2種A空港の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。	2	2			○						3075D,3107D
			千歳空港のハブ空港化	221	千歳空港をハブ化し離着陸の料金を下げ、世界に通用する空港を目指し、そこから得た収益を北海道の収益とする。	1	1			○						1204D

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
								重 複 除 く	答 申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	そ の 他	
経済振興対策	その他	地場産業育成	酒造免許付与権限の移譲	76	酒造免許の交付権限の移譲を受ける。	2	2		○						1080D,2014D	
			加工場の建設	77	コメ、赤飯などの加工工場や缶詰工場を道内に建設する。	1	1							○	3015D	
			コメ粉のPR	78	コメ粉の販売について一般にあまり報道されていないため、PRを行う。	1	1							○	3018D	
			食品の機能成分表示制度	79	原料・製造・販売とも道内限定の機能食品等について、道の評価基準に基づき効能表示を可能にする。	1	1		○						1019D	
			大麻の活用促進	285	大麻は神事、祭事には重要。更に、衣類、食糧、燃料、医薬品の原料となる植物。海外では麻を医療用として研究もしている。大麻取締法を緩和し、北海道で麻産業を興いすことができれば、ソーシャルビジネスで多くの雇用を生むことが見込める。	1	1							○	3414D	
		自営業者の経営安定化	自家用貨物自動車の車検延長	80	農業者、漁業者、個人の商工業者などの経営安定のため、自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1		○							3009D
			大型店と商店街の共存共栄	81	大型店と商店街の共存共栄のため、営業時間・休業日などに一定の規制を設ける。	1	1								○	3046D
		企業等誘致	リサーチ＆ビジネスパーク	82	企業誘致に関する制度を創設するとともに、国の「競争的資金」の配分を受け、戦略的に活用する。	2	2							○		1020D,1026D
			ものづくり産業	83	誘致企業に対する税制面の優遇措置等を行う。	1	1						○			1021D
			産学官連携研究施設	84	研究施設等に関する誘致促進制度の創設や施設設置の際や研究者に対する税の減免を行う。	1	1							○		1037D
			他の道州との差別化	85	産業・経済、教育・文化等で特色を出し、優秀な企業・人材を誘致する。	1	1							○		3098D
			企業の研究所の誘致促進	86	札幌近郊に国内や外資の研究所を誘致し、税制面の優遇を行う。教育水準の向上や経済活性化に期待。	1	1							○		3102D
			企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充	271	企業立地促進法による企業立地で、自治体が固定資産税、不動産取得税を減免した場合、3/4を普通交付税で補てんされるが、総務省令により対象業種が指定されており、道内各地域の基本計画における集積業種と一致していない。総務省令による対象業種以外でも道内各地域の基本計画における集積業種を対象に減免した場合、同様に普通交付税で補てんが受けることができるようにする。	1	1		○							1404D
			IT産業振興	中国人短期滞在ビザ免除	87	中国人技術者が北海道に入国する場合に限り、短期滞在ビザ申請を免除する。	1	1		○						
		最適資源配分		88	各行政機関の共同により最適な資源配分が可能な仕組みを構築する。	1	1							○		1039D
		タクシー	法定3カ月点検の撤廃	89	車両性能の向上で修理箇所発見がほとんどないため、点検を廃止し、休車などの負担軽減を図る。	1	1		○							1078D
			需給調整	90	過当競争で事故が増加するなどしているため、地域の実情に即した需給調整を行う。	1	1		○							1079D

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
						重 複 除 却	答 申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専 掌	現 行 法 令	現 行 施策	そ の 他			
経済振興対策	その他	その他	Park&Rideの推進	91	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	0						○		3095H*	
			時差の導入	92	北海道の自立効果を上げ観光意識を高めるため時差を設ける。また、時差と金融自由化を連動させる。	3	1			○					3048D*,3049D*,3073D	
			サマータイムの導入	93	サマータイムの本格実施を行う。	2	2			○					1038D,3045D	
			自動車等の潜在需要掘り起こし	94	夏期のみ利用したり、夏期と冬期で乗り分ける人向けに6カ月車検を導入し、潜在需要を掘り起こす。	2	2			○					3053D,3079D	
			バイオ関連研究施設の機能発揮	95	道内のバイオ関連の研究所の機能の総合的な発揮を図るための制度創設や措置を行う。	1	1						○		1025D	
			不動産短期賃貸借契約の簡便化	96	短期賃貸借契約について、重要事項説明を書面手交のみで完了できるようにする。	1	1			○					1040D	
			不動産仲介報酬基準の見直し	97	営業エリアが広いなどの特殊事情のため、約定により仲介報酬上限を超えた手数料を受領可能にする。	1	1					○			1077D	
			理容師・美容師の垣根撤廃	98	理容師希望者が少ない上、理容業で美容師の雇用ができないため、垣根を撤廃し理容業の存続を図る。	1	1			○					1081D	
			減価償却年数の自由設定	99	不動産開発のため、減価償却年数の選択制を導入する。	1	1							○	1082D	
			法人の経営安定基金認可	100	課税額の5%以内を会社内に基金として積み立てる事を認め、会社の経営安定を図る。	1	1							○	1085D	
			路線バスの合理的運行による経営改善	222	路線バスの経営改善のため、マイクロバスやワンボックスカーを利用できるようにする。	1	1			○					1209D	
			地域通貨の導入等	223	道州制完全実施時に、円と換金性を保証する地域通貨を導入し、生活消費財の自地域完全自給自足化や変動国内地域通貨制などを導入する。	1	1			○					3202D	
雇用対策	雇用対策	労働環境の整備 雇用・就業機会の確保	労働環境の整備	101	採用時年齢制限の撤廃、最低賃金の値上げ、55歳以上の雇用への補助、通年雇用の環境整備を行う。	3	3					○	○		1013E,3011E,3022E	
			在宅就労紹介センター設置	102	老人扶養世帯などを対象とした、在宅就労紹介センターを設置する。	1	1							○	3012E	
			耕作放棄地の活用	103	耕作放棄地での「ふゆみずたんぼ」や菜種の作付けにより、雇用の確保を行う。	2	0						○		3065B*,3066B*	
			高齢層人財の活用	104	官公庁で民間出身者を多数重用し、民間企業に対しては税控除等奨励策を強化、若年層時間外の規制。	1	1					○			3097E	
			国庫補助基準の緩和	105	シルバー人材センターへの補助基準を、会員数120人以上→80人以上などに緩和する。	1	1							○	4015E	
			労働基準法の条例化	257	現行法はサービス業やホワイトカラーに真正面から対応していないため、労働基準法を条例化し、対応させるようにする。	1	1			○						3316D
環境保全	環境保全	自然環境保全	エゾシカ被害の防止	106	鳥獣保護区等における捕獲禁止を、市町村の管理のもと、一定期間解除する。	1	1					○			1004F	
			狩猟者の育成	107	北海道の特異性などを踏まえ、ライフル銃の所持要件中、継続して散弾銃10年以上所持を短縮する。	1	1					○				1005F

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
						重 複 除 く	答 申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その他			
F 環境保全	環境保全	自然環境保全	漁業権の特例	287	川における動植物の保存の活動を行っている。川釣り客に少しでもキャッチアンドリリースをするようにお願いしているが、心無い釣り客に全て持ち帰られたり、廃棄されている。漁業権などを設定し、違反者に罰則を、釣り客に料金徴収を行うことを検討したが、地方自治体には漁業権は与えられないとのことで、取り締まることもできない。 ルールに基づいた釣りとなるよう、取締の権限を市町村に与える。料金徴収もできるようにする	1	1					○				1427F
			有害獣の駆除促進	288	国有林、道有林、私有林の別なく駆除の許可を出す。	1	1					○				1422F
			銃刀法の特例	289	ハンターの高齢化が進む中で、有害鳥獣駆除に係る人員確保は今後難しくなる。北海道ではエゾシカ、ヒグマの被害が年々増加しているが、それに対処するための措置が必要。以下の条件を満たした者に対してライフルの所持を可能とする。 ①本籍を北海道に置き、かつ北海道在住5年以上のもの ②北海道猟友会入会後5年もしくは日本ライフル射撃協会入会後3年を満たすもの。 北海道在住のもので散弾銃所持後10年を経過したものは、狩猟でも使用可能とする。ライフル所持後、10年以内に北海道以外に住所を移したものはライフルを返納するものとする。	1	1					○				1421F
	バイオ燃料	バイオ燃料の普及促進	108	バイオ燃料普及促進のための制度の創設及び揮発油税の減免措置を行う。	1	1		○								1018F
		バイオ軽油の非課税化	109	環境に配慮した取り組みを活性化させるため、てんぷら油などから製造した軽油は税を免除する。	1	1		○								1083F
		遊休農地を活用した燃料生産	110	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	0		○								1017B*,3037B*,3066B*,3078B*
		バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税	224	バイオ燃料生産業務特別地区を設定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1		○								1234F
	廃棄物・リサイクル	リサイクルゴミ	111	リサイクルゴミを、直接リサイクル企業に持ち込むことを許可する。	1	1						○				1056F
		産廃事業所限定の弾力的運用	112	事業所限定のある8廃棄物について、地域の産業構造などを踏まえた弾力的な運用を可能にする。	1	1						○				4010F
		一廃処理施設の設置要件緩和	113	要許可施設の指定権限の移譲を受け、リサイクル利用が確実な廃棄物に限り設置許可不要とする。	1	1	②									4011F 【②廃棄物処理法】
		処理施設許可要件の条例委任	114	許可要件のうち、住民同意の扱い等については条例に委任し、業者と住民のトラブル解消等を図る。	1	1	②									4012F 【②廃棄物処理法】
	環境保全	地球温暖化対策	115	地球温暖化対策モデル地区を提唱し、バイオエタノールなどの取組を真っ先に推進する。	1	1								○		3003F
		自家発電の高度利用	116	使用する電力分を自家発電するため、設備故障時の北電からの電力供給ができるようにする。	1	1								○		1065F
		環境税の創設	117	大気汚染原因物質の購入者は環境税を負担し、省エネ製品の製造者等は税制優遇する。	2	2								○		1067F,3087F

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
						重 複 除 く	答 申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	そ の 他			
F 環 境 保 全	環 境 保 全	環 境 保 全	水道水のおいしい街 選考	118	北海道版おいしい水ベスト10を選定し、環境保全の取組 を拡大する。	1	1							○	1073F	
			北海道エコライフ宣言	119	「さっぽろエコライフ10万人宣言」を北海道全体の取組とし て推進し、優遇制度を設ける。	1	1							○	3072F	
			国より厳しいCO2削減 目標	120	北海道内を走る自動車に対するバイオ燃料優遇。国より 厳しいCO2削減目標の設定。	1	1							○	3100F	
G 子 育 て 支 援	子 育 て 支 援	子 育 て 支 援	育児短時間勤務制度 の拡大	121	企業に適用される育児短時間勤務制度を小学校就学前 までに拡大し、義務化を図る。	1	1					○			1012G	
			男性の子育て参加支 援	122	国と道との連携による、会社への指導、改善命令等によ り、男性の子育て参加を支援する。	1	1					○			3001G	
H 地 域 振 興 対 策	地 方 自 治 の 強 化	基 礎 自 治 体 の 強 化	政令市等の法定要件 緩和	123	政令市40万、中核市20万など、人口要件の緩和と区政 にとらわれない政令地方都市行政の見直し。	2	2	③							1009H,1042H 【③指定都市等 の指定権限の移譲】	
			政令市、中核市の要 件緩和	225	政令市、中核市の要件を緩和し、多くの市が移行できるよ うにする。	1	1	③							1233H 【③指定都市等の指定 権限の移譲】	
			道から市町村への権 限移譲	124	道の事務・権限移譲リストの第3区分(法改正を要する50 0権限)について国から道へ権限移譲する。	1	1		○						2017H	
			2重、3重行政の解消	125	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無 駄を解消する。	1	1	④							3006H【④国の出先機関に係る 予算・人員等の情報開示】	
			市町村合併	126	札幌市〇〇区とするような特別立法を作る。	1	1					○			3026H	
			役割明確化と基礎自 治体育成	127	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を 明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	0							○	3083H*	
			市町村議会に対する 規制縮小	128	議員定数や常任委員会専任等の規制を撤廃し、兼職・ 兼業の禁止等の詳細を市町村の判断に委ねる。	1	1							○	4001H	
			市町村議会選挙の規 制縮小	129	選挙事務所の数、ポスターの数等について、市町村が地 域実情にあった選挙となるよう自ら決定する。	1	1							○	4002H	
			市町村コンシェルジェ	290	市町村の実現したい政策について、道が専任のコンシェル ジェを設置し、部横断的に調査、調整、折衝を行う。市町 村と道の間の意思疎通が円滑となり、市町村の意向に沿 った合併が進む。	1	1						○		3409H	
			道道の管理の特例	226	町においても、都道府県の同意を得て、当該町の区域内 に存する都道府県道の管理を行うことができるようにす る。	1	1	③							3204H【③道道管理権限の町村 への移譲】	
			広域中核市制度	243	圏域の全市町村と道の出先機関を統合し、新しい基礎自 治体をつくる(「広域都市構想」)。	1	1	③							2301H【③将来の基礎自治体の 新モデルをつくる広域中核市制 度の創設】	
			郵便局の役場の支所 化	258	郵便局で役場の支所の業務を行えるようにする。	1	1	④							3322H【④郵便局の活用が可能 な地方公共団体事務の拡大】	
			政令市の法定要件緩 和	259	支庁の単位で市町村が合併すれば、政令市とする	1	1	③							3321H【③将来の基礎自治体の 新モデルをつくる広域中核市制 度の創設】	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
								重 複 除 く	答 申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	そ の 他	
H 地域振興対策	地方自治の強化	役割分担の明確化	負担金制度の廃止	130	国が直轄で実施している道路、河川事業などに対する地方公共団体の負担金制度を廃止する。	1	1	③							3058H【③維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止】	
			国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止	227	国の直轄事業の維持管理に係る負担金制度を廃止できるようにする。	1	1	③							1217H【③維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止】	
			2重、3重行政の解消	131	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	0	④							3006H*【④国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示】	
			役割明確化と基礎自治体育成	132	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	1							○	3083H	
			1級及び2級河川の維持管理の一元化	228	1級及び2級河川の維持管理を一元化できるようにする。	1	1		○						1220H	
			国道、道道の維持管理の一元化	229	国道、道道の維持管理を一元化できるようにする。	1	1		○						1221H	
			道路・河川に係る権限移譲	273	中心部で市民団体によるイベントを実施する際に、国道や道道の管轄の違いで対応が違い、とまどった。歩道や河川敷の草刈りをやりたい旨市町村に申し出たが、管轄外なので許可できないと拒否された。こうしたことから、道路・河川の管理に関する権限を市町村に一元化すべき。	3	1		○						1408H 1409H 1410H	
	住民自治の強化	国有林など国有財産の移管	260	国有林など国有財産を無償で北海道に移管する。	1	1		○							3311H	
		都道府県議会議員の選挙区の決定権限の移譲	261	北海道議会議員の選挙区を公職選挙法で定めるのではなく、条例で定めることができるようにする。	1	1		○							3323H	
		住民投票	133	道や市町村でも住民投票を実施する。	1	1						○			3024H	
		住民による条例提案・決定	134	一般市民による法律や条例の提案や決定権を設ける。	1	1				○	○				3033H	
		地方政治に関する市民大学	135	地方政治の基礎知識等について市民大学講座を設ける。修了者は登録し行政参画機会を与える。	1	1								○	3082H	
		投票権行使者への税控除	136	一定水準の投票率となり、政治への関心が高まるまでの措置として、投票権行使者の税控除を行う。	1	1								○	3086H	
		独自課税制度	137	独自の課税制度を設ける。	1	1					○				3008H	
	自治体財政・会計の改善	複式簿記導入	138	地方自治体会計に複式簿記による企業会計を導入し、経営感覚の向上を図る。	1	1						○			3040H	
		歳出科目の一部廃止	139	事業を柔軟に行うため、地方自治体の歳出科目区分を簡素化する。	1	1					○				3059H	
		第3セクターの破綻制度	140	自治体が設定した赤字限度額を超過した場合、会社更生法等を強制適用し、自治体破綻を防止する。	1	1								○	1084H	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目	
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの						
						重 複 除 く	答 申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専 掌	現 行 法 令	現 行 施 策	そ の 他				
H 地域振興対策	地方自治の強化	自治体財政・会計の改善	年度をまたぐ工事発注	141	公共工事の早期発注や適切な工期の設定により、実質的な工事費の縮減を図る。	1	1					○			4003H		
			超長期無利子市町村債	142	市町村が超長期間に渡って兌換を予定しない無利子の公債を発行し、当面の借金を凍結させる。	1	1						○		4004H		
			自動車車検時納税制度	143	新規登録時や車検更新時に納税することにより、滞納処分事務の軽減を図る。	1	1							○		4013H	
			財政改革	230	計量経済学のシミュレーションを用いて、財政政策の指針を決める仕組みを作る。	1	1							○		1202H	
			地方自治法施行令第158条における「寄付金」取扱いの特例（コンビニでのふるさと納税）	274	コンビニエンスストアでのふるさと納税を可能にする。現在、地方自治法施行令第158条に掲げる普通地方公共団体が私人に委託できる歳入に「寄付金」が入っていないため、コンビニエンスストアでの寄付金の収納ができない。利用者により利便性の高いコンビニエンスストアでの収納を可能にすることで、ふるさと納税への関心等を向上させる。	1	1	⑤								2401H【⑤コンビニでのふるさと納税】	
	市民活動・ボランティア活動の活性化		領域拡大	144	市民活動等の対象となりうる行政業務の棚卸しと市民相談を定期的に行い、計画的に移管する。	1	1						○			3084H ※ ②町内会事業法人制度	
			活動従事時間貯蓄制度	145	市民が相互に活動を利用し合い、企業評価にも活用できるよう、活動従事時間を貯蓄する。	1	1						○			3085H	
			北海道特定活動法人制度の創設	275	北海道独自の法人組織を制定する。現在の社団、財団、NPOの区分を無くし、例えば、公共性や非営利活動により、独自性や創造性に対して評価を行い、その評価点の高い法人に「北海道特定活動法人」などの認可を与え、税制、資金確保で優遇する。	1	1		○							1415H	
			認定NPO法人の認定権限の移譲（認定NPO法人制度の認定要件）	276	認定NPO法人制度の認定要件を緩和し認定書類の煩雑さを改善することで、NPO活動を発展させる。（パブリックサポートテストの要件を大幅に緩和することと、提出書類を簡素化し他の書類でも代用を可能にするなどの改正をする。）	2	2	⑤	○							1413H 1414H	
			NPOバンク支援	277	貸金業法における規制のため、NPOバンクの設立、運営が困難になっている。貸金業に関して、指定信用情報機関制度においてNPOバンクを適用除外とする	1	1		○								3318H
	その他		地域の実態に即した基準設定	146	教員のへき地手当の級地区分について、地域の実態にあった基準とするため、条例で定める。	1	1								○		3039H
			教員のへき地手当の級地決定	231	教員のへき地の級地決定を条例で定めるようにする。	1	1								○		1215H
			道職員の意識改革	147	道州制に向けて職員の意識改革を行う。	1	1								○		3023H
			道と国との連絡体制の強化	148	地方行政連絡会議を充実させるため、議長である知事の権限を強化し、実効性を高める。	1	1						○				3034H
			地方行政連絡会議における知事の指示権限	232	地方行政連絡会議の議長である知事に指示権限を与えるようにする。	1	1						○				1218H
			施設の有効活用	149	水産系廃棄物リサイクル施設を再利用するとともに、補助金の返還金も町の新計画に充てる。	1	1								○		3027H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果							関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの				
						重 複 除 く	答 申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専 掌	現 行 法 令	現 行 施 策	そ の 他		
H 地域振興対策	地方自治の強化	その他	ふるさと納税システム	150	住民税の一部をふるさとに納税できるシステムとし、一部の市町村に税金が集中しないようにする。	1	1							○	1063H
			基礎自治体連結会計の導入	151	北海道が本社機構又は親会社、基礎自治体が事業部または子会社と見立てて歳入・歳出を評価する。	1	1					○			3090H
			行政サービス品質管理制度	152	すべてのサービス分野ごとに品質管理を行い、品質監査を行うためにISO9000を導入する。	1	1					○			3091H
			電子政府の充実化	153	紙資源及び書類保管スペースの大幅削減を図るために官庁IT化を強力に進める。	1	1						○		3096H
			道立美術館の地方独立行政法人化	154	道立美術館の運営に関して、地方独立行政法人化という選択肢が可能となるよう、権限の移譲を受ける。	1	1							○	4007H
			補助金事務処理の共同化	291	補助金事務処理センターを設置し、道、市町村の補助金事務のうち、交付の決定など政策判断に係る部分以外の業務を一元化することで、事務の効率化を行う。	1	1					○			3408H
			広域連合への地方交付税交付	262	広域連合にも地方交付税を交付する。	1	1			○					3318H
			社会資本関係業務の地方独立行政法人化	263	道の社会資本関係業務を地方独立行政法人化し一般会計から切り離し運営できるようにする。	1	1			○					3320H
	地域防災対策	地域防災対策	電波の周波数割当	155	周波数割当の権限移譲を受け、防災無線を既存施設の耐用年数まで活用できるようにする。	1	1				○				3042H
			除排雪車の課税免除	156	地方道の除排雪作業車に使用する軽油の課税免除を行う。	1	1							○	3056H
			コミュニティFMの出力	157	全国一律の出力では十分にカバーできないため、防災の観点からも、出力を大きくする。	1	1				○				1051H
			コミュニティFMの放送区域の拡大等	233	放送区域を複数の市町村にまたがった区域とすることを可能とする。また、現在20w以下とされている電波出力を100w以下とすることを可能にする。	1	1				○				1211H
			道路除雪の一元管理	158	大雪の際、道路状況が違いすぎるので、一元管理を行う。	1	1							○	1052H
			プロパン供給の見直し	159	震災時でもいち早く復旧するプロパンガスを都市部の大型マンションでも供給できるようにする。	1	1					○			1069H
			公共建築物の耐震改修	160	道が重点的な資金配分を行い、日本海溝特措法指定地域などにおける公共施設の耐震改修を行う。	1	1							○	2035H
			離島振興	特有の負担解消	課税の免除	161	2台目以降の自動車税の免除や国道がない特殊性から揮発油税の減免を行う。	2	2		○				
	特殊性への対応	基準の緩和		162	漁港整備における費用対効果の緩和や特別養護老人ホームの定員数の特例を設ける。	2	2							○	2003H,2005H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
						重 複 除 く	答申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その他			
H 地域振興対策	離島振興	特殊性への対応	離島における救急搬送に係る特例措置	292	離島においては、地元病院で初期救急医療に対応しているが、重症重篤救急患者が発生した際は、ヘリコプター等航空機による救急搬送が最重要手段である。 救急搬送が生じた場合には、町長から北海道に出動要請を行い、北海道において北海道防災ヘリコプターや札幌市及び国の機関との協定による出動調整を実施のうえ、出動可能なヘリコプター等航空機が近隣中核市等の医療機関へ搬送している。 離島から最短距離にある、中核市の空港に海上保安庁の航空基地があるが、国の機関に対しては法により町長が直接要請することができないことから、離島における迅速な救急搬送が可能となる特例措置（ヘリコプター等航空機による国の機関への救急搬送要請は法により知事からの要請が必要だが、特例により離島の自治体の長が直接要請できるようにする）が必要である。	1	1						○		1402H	
	地域活性化	道民に対する優遇措置	減税措置	163	気象条件の克服や地域経済発展などのため、法人税や所得税・消費税の減免措置を行う。	6	6							○	1001H,1070H,1071H,3030H,3031H,3032H	
			農地法の規制緩和	164	馬との暮らしのための農地利用について、耕作又は養畜の事業を行う場合に準じた扱いとする。	1	1				○			2016H		
			自家用車の車検延長	165	自動車の性能向上や、故障のつど修理して利用する実態から、新車時からずっと3年毎の車検とする。	1	1		○					1068H		
			一年車検の一部撤廃	234	まず最大積載量2t未満の車両について、一年車検の一部撤廃をする。	1	1		○					1203H		
			移住促進	235	農地を農業従事者以外の取得することは難しく、農振地域は建築規制も厳しいため、耕作放棄地の農振を解除し他用途に使えるようにする。	1	1				○			1201H		
			相続税に係る特例	264	北海道だけ相続税を無税にして、資産家の北海道への移住を促進する。	1	1		○					3313H		
			法人税率と贈与税率の特例	278	法人税率を減免して、北海道への企業誘致を促進する。贈与税率を減免して、所得のある高齢者の北海道への移住を促進する。	1	1		○					1425H		
			その他	166	JR・航空機の特別割引、食料品購入時の消費税免除などを行う。	4	1							○	3029H,3030H*,3031H*,3032H*	
		施設の整備・活用	余裕教室・廃校施設	167	施設の有効活用を図るため、補助事業により取得した建物の処分制限期間を短縮する。	2	2							○	1006H,1055H	
			自転車専用レーン	168	町と自然に親しみ、健康増進、二酸化炭素削減への貢献のため、道内周遊の自転車専用レーンを作る。	1	1					○			3051H	
			高速道路	169	遊びのための高速道路とするため、十勝の高速道路を速度無制限にする。	1	1					○			3054H	
			学校と病院の併設	170	学校と病院を同一建物で併設する。	1	1					○			1047H	
			有料サーキット	171	広い土地を活かして、環境にも配慮した有料サーキットを作り、自動車の運転技術の向上等を図る。	1	1						○		3080H	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
						重 複 除 く	答 申 へ	一 旦 終 了	継 続	国 の 専 掌	現 行 法 令	現 行 施 策	そ の 他			
H 地域振興対策	地域活性化	施設の整備・活用	交差点の拡幅	303	交差点で右左折車が直進車の進路妨害となっていることが多い。交差点を拡幅し、渋滞を減少させる。	1	1					○		3411H		
			アイスバーン体験ゾーンの設置	304	冬を体験したことのない外国人観光客に、雪祭りだけではない冬の北海道の魅力を伝えたい。国道に併設した観光用道路として、冬期間つるつる路面のアイスバーン体験ゾーンを設置する。	1	1					○		3413H		
			国道の制限速度の見直し	305	特に道北、道東、道南などの直線で絶景が楽しめる国道において一律ではなく、メリハリの効いた制限速度とする	1	1				○			3412H		
	独自基準の設定	住宅に関する建築基準法	172	高断熱高気密の住宅、300年はもつ資産としての住宅とするため、道独自の建築基準を作る。	1	1							○	3052H		
		既存不適格建築物の活用	173	既存不適格建築物のうち市町村が許可するものについて、引き続き他の用途で使えるようにする。	1	1							○	4005H		
		水道法	174	天然水を水道水として利用する場合に味を半減させないよう、塩素消毒規制の対象外とする。	1	1		○						3057H		
		その他	175	道路の法定速度、車幅、積載量の特例を設ける。	1	1							○	3007H		
		道 路 交 通 法 の 特 例 （高速道路の制限時速）	236	新規高速道路整備と同様の効果を期待して、道路交通法の運用面で一般道の制限時速を70キロとする。	1	1							○	3201H		
		食品衛生法の一部緩和	293	障害者の集い場を作る活動の中で手作りで石窯を作り、ピザ、パンを焼いており、それを原価で市民に提供したい（PRのため）。石窯は屋外に設置されているため食品衛生上の規制から保健所の判断では販売不可とされた。 常時販売するものではなく、例えばイベントの時に一時的に行うものは、食品衛生法の弾力的な運用を行えるようにする。	1	1						○		1419H		
		歴史的建造物保護のための建築基準設定	302	歴史的景観や歴史的建造物を保存・再生するにあたり建築基準法が妨げになっている。特区の扱いを行い、特例ではなく、正当な理由や安全・技術的根拠をもって北海道の歴史・文化資源を大切にすべき。確認申請における構造補強や耐震補強などの項目は、歴史的な経験の中で証明されている。（今までの北海道の地震に耐えている物件まで耐震補強の必要はない）北海道独自の基準とする。	1	1					○			1418H		
		木造建造物に係る基準の特例	265	木造5階建ての建物を建てられるようにする。	1	1		○							3312H	
		その他	都市再生緊急整備地域の指定	176	国などの施策の導入のため、都市再生緊急整備地域の指定権限の移譲を受ける。	1	1		○							3043H（検討結欄：「その他」→「継続検討」に変更→審議結果は「終了」）
	中心市街地活性化法の指定		177	中心市街地活性化法の指定における一都市一地域の要件を合併市町村以外の都市でも認める。	1	1						○			3044H	
	軽微な交通違反の特例措置		178	自治体主催の美化活動など、地域貢献を行った場合に、違反点数を1点戻すなどの特例措置を行う。	1	1								○	1046H	
	旅館業法適用除外措置		179	過疎地域への移住希望者に対し、空き家などを開放し、宿泊体験をしやすくする。	1	1						○			1076H	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの				特区提案によらずとも 対応可能なもの				
						重 複 除 く	答 申 へ	一 旦 終 了	継 続	国 の 専 掌	現 行 法 令	現 行 施 策	そ の 他			
H 地域振興対策	地域活性化	その他	コミュニティFMの出力	180	参入促進、広告収入の確保、聴取者の安定受信のため、出力を最大200wまでとする。	2	1				○				1051H*,3081H	
			対外輸入関税・国内移入関税	181	地産地消を促進すると共に特産品の保護育成を図るため、他道州からの移入に対し課税する。	1	1							○	3088H	
			生活様式の多様化の促進	182	多様な生活様式を受容する道民意識の醸成と北海道の地域特性に応じた弾力的な税率調整を行う。	1	1							○	3089H	
			一極集中都市化の解消	183	各自治体間をネットワーク化し、市民がゆとりある生活・活動ができる社会システムを構築する。	1	1						○		3094H ※ ②町内会事業法制度	
			Park&Rideの推進	184	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	1							○	3095H	
			FM放送波の地方自治体への割り当て	266	FM放送の周波数を放送波として地方自治体に割り当てるとともに、それに係る電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を、電波出力に応じて緩和する。	1	1		○						2302H	
			自動車ナンバーの特例	267	各陸運事務所名ではなく地域特性を出すために「オホーツク」などの名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーを交付する。	1	1		○						2303H	
			ゴールデンウィーク特区	279	6月をゴールデンウィーク特区として、大型連休を設定し、道民の旅行需要を喚起する。 北海道が本州等に比べて爽やかで過ごしやすい6月は祝日は無いが、道内では各種の祭り、イベント(よさこい、北海道神宮例大祭)が行われている。道民の潜在的な行楽需要があるのに、休みがないため参加できない。	1	1		○						4402H	
			国からの権限・事務移譲など	280	国の事務(自動車登録・車検に係る事務、法務局における事務、公安委員会事務)を北海道に移譲し、総合振興局支部で取り扱えるようにする。	1	1		○						3405H	
			自家用有償旅客運送の裁量権の拡大(ポストバス)	281	自動車輸送の貨客混載を認め、過疎地域の足を確保する。日本ではバスに小荷物の運搬を託すことが認められているが、貨物が主のところに旅客を乗せることは認められていない。荷物と人を一緒に運ぶことができれば、過疎地での地域の足を確保することができ、福祉、環境、観光等で様々なメリットが生まれる。具体的には、郵便輸送、宅配便、コンビニのトラック輸送等を想定。 なお、スイスやイギリスには「ポストバス」と呼ばれる郵便輸送と旅客輸送を一体化した輸送システムがある。	1	1	⑤							1411H【⑤自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大】 ※提案の趣旨を活かし、貴重な資源を有効に活用するという視点で、幅広く検討を進めたところ。	
			国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外	282	国庫補助を受けた公共施設を他用途に転用すると補助金を返還させられることから、少子高齢化等当初予想できなかった情勢の変動によるものについては、補助金返還に係る適用除外の措置を設ける。	2	1		○						1406H 4401H	
			国有財産の有効活用	294	地域内に旧営林署跡があり、現在は財務省の有効利用化財産となっている。地域活性化の活動拠点として使用したいと嘆願したが、販売以外の方法を検討してもらえなかった。国が利用する意図のない国有財産は地域に帰属させる。	1	1						○		1424H	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
						重 複 除 く	答 申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その 他			
H 地域振興対策	地域活性化	その他	老朽家屋の解体促進	295	地域において誰も住まない、住む見込みがない老朽化家屋が、周辺住民の脅威になっている。自治体が固定資産税を課税しても収納不可能の状態が多く、固定資産税も母屋がある状態の方が税が安いことも放置を促す原因となりネックとなっている。都市計画の逆線引きなどを行い老朽家屋の解体を促進する。	1	1								○	3401H
			地域FMの特例	296	北海道は広大な面積で人口密度は低い。しかし電波法は東京も北海道も同一の法律を適用されている。 電波法を北海道の地域性に合わせ、北海道電波特区を制定する。(例えばミニFM放送局の出力を東京の10倍にする。東京並の人数が受信できミニFM局も運営できるようになる)	1	1				○					1420H
			多様な働き方を可能とする公務員人事制度	297	育児、介護のため勤務の調整が必要な職員のみならず、生活を豊かにするため短時間勤務を選択できるようにする。(短縮分見合いの給与は減額)	1	1					○				3410H
			パチンコ店の規制強化	298	パチンコ店への出店規制強化を行い、廃止を含めた権限を知事に与える。	1	1					○				3406H
			北海道版「定住自立圏構想」の創設	299	平成21年3月31日をもって、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止されるという時代の流れの中で、本構想の目指すべき方向は、東京(札幌)一極集中を防止する「人の流れの創出」であり、先行実施団体への応募もできない、中心市を持たない地域にこそ相互連携による自立した圏域の創出が喫緊の課題である。小規模町村が散在する圏域にとっては、隣接町村間での広域による事務連携は実施されている経緯はあるが、今後予想される様々な広域化連携によって、圏域全体が共に基盤強化に向けた意識付けが確立されるものと予想される。 北海道版「定住自立圏構想」を創設し、 ・中心市要件の緩和 ・北海道特例包括的財政支援措置 を行う。これによって圏域全体、全道的な自立圏域の創出につながることを期待できる。	1	1						○		1403H	
			過疎地有償運送の促進	300	過疎地有償運送を行っている。地元タクシー会社で構成される運営協議会で合意を得なければ運輸局から許可を貰うことができず、協議会で課された条件以外では運行ができないので、利用者が希望する病院に連れていくこともできない。運輸局は許可する前提に、市町村、運営協議会の合意書の提出を求める。 協議会の中に過疎地域の現状を把握している受益者を委員として入れ、受益者の意見も反映させてほしい。	1	1					○				1412H
			鉱業権に係る業務の義務づけ	301	鉱業権を持つ者が業務を行わない時は、業務を行うよう義務づける。	1	1					○				3403H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
								重 複 除 く	答 申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その 他	
Ⅰ 教育・学校	教育・学校	教育・学校	小学校での英語必修	185	義務教育期間の必修学科を北海道が独自に決定できるようにする。	1	1							○	1027I	
			学校と病院の併設	186	学校と病院を同一建物で併設する。	1	0					○			1047A*	
			教育の見直し	187	地域が将来めざす方向に教育内容もそうことができる特例措置を設ける。	2	1							○	1027I*,1053I	
			青春時間	188	学校の夏期の登校時間を1時間繰り上げ、放課後を有効活用する。	1	1		○						1087I	
			学校間格差解消のための学校の長期休業の活用	237	夏休み・冬休み期間の小中学校の校舎開放を行い、児童生徒の学習の場を設け、子供たちの学力の底上げを図る。	1	1					○			1206I	
			学力・学習状況調査の実施	238	国語・算数・理科・社会の4教科について、小学校5年生から中学校3年生までを対象とした、学力・学習状況調査を行う。	1	1							○	1207I	
			小学校の教師の教科担任制	239	小学校の教師は全教科の授業を行っているが、向き不向きな教科もあると思われるので、教科担任制度を行う。	1	1					○			1208I	
			社会保険労務士による道立高校での講義	240	高校生に働く上で必要な知識を身につけてもらうため、特別カリキュラムにより、社会保険労務士が道立高の非常勤講師として授業できるようにする。	1	1					○			1212I	
			研究開発学校の指定	241	教育課程の編成を弾力化する研究開発学校の指定を知事ができるようにする。	1	1		○						1222I	
			国公立大学の入学金、授業料の北海道独自の策定	306	少子高齢化の中で、若い世代が2人目、3人目の子どもを作れない。その大きな要因の中に高等教育にお金がかかりすぎることがある。国公立大学の入学金、授業料について北海道が独自に策定し、高校全入、大学進学率向上の中で良質な高等教育と安い授業料とすることで、それほどアルバイトに励まなくても勉学に勤める事が可能になる	1	1				○			○	1401I	
		大学	国立大学法人の予算確保手段拡充	189	国立大学法人等の予算確保のため、起債等資金調達手段の多様化を図る。	1	1								○	1028I
			アジア学生受入制度の創設	190	卒業後5年間程度北海道内に住むことを条件に、アジアの学生を無償で受け入れる。	1	1							○		3103I
Ⅰ 教育・学校	教育・学校	給食	給食に道内食材を利用	191	小中学校の給食に道内食材を利用する。	1	1							○	1058I	
			給食費未納対策	192	払えるのに払わない人への罰則適用や税金のような給与徴収方式の導入などを行う。	2	2					○			1059I,1060I	
Ⅱ 福祉	福祉	福祉	孤児施設の一元化	193	孤児が同じ場所で成長できるよう、何箇所にも分かれている孤児施設の一元化を行う。	1	1					○			1064J	
			寄付金の損金処理制度	194	NPO法人や公益法人を全額損金処理対象とし、活動を支える企業を増やし、福祉を向上させる。	1	1		○						1066J	
			介護福祉費の適正化	195	収支構造を一般医療費収支構造と比較分析し、税制度、保険制度、政策費配分等を同水準に改善する。	1	1							○	3093J	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概 要	提案数		検 討 結 果								関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの			特区提案によらずとも 対応可能なもの					
								重 複 除く	答申 へ	一旦 終了	継 続	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その他	
J 福祉	福祉	福祉	カジノを取り入れた老人施設	196	医療施設など高齢者に関する全ての施設を備えたカジノ高齢者テーマパークを作る。	1	1								○	3074J
			外国人人材受入れの促進	197	外国の介護福祉士資格があれば、日本の資格がなくても介護職員となれるようにする。	1	0								○	1033B*
			福祉有償運送の規制緩和	198	旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域(所在市町村)にあることを要するという規制の緩和。	1	1	③								3099J 【③福祉運送サービスに係る規制の緩和】
			介護サービス事業所等の指定	199	介護サービス事業所等の指定要件を条例で定めることができるようにし、地場業者を優先指定する。	1	1		○							3105J
			介護サービス事業所等の指定基準	242	介護サービス及び障害者福祉サービス事業所の指定基準を条例で定めるようにする。	1	1		○							1227J
			介護サービス指定基準等緩和	200	過疎地域等において、ヘルパー人数などの指定基準や介護報酬単価を地域の実態に即して設定する。	1	1								○	4019J
			コミュニティハウス	244	地域の生活課題を解決する「コミュニティハウス」を制度化する。	1	1	③								3301J 【③コミュニティハウスの制度創設】
			社会保障関係法の条例化	268	社会保障関係の各法、児童福祉法上の保育所の許認可など法律そのものを北海道で条例化する。	1	1	④								3315J【④「条例による法令の上書き権」の創設】
			地域通貨を利用した社会福祉に係る給	283	単年度で失効する地域通貨により社会福祉における給付を実施する。現行の社会福祉における給付の問題点として法定通貨でサービス事業者に支払われるため、道外に資金流出する。地域通貨で給付することで、資金の流れを把握することができ、効果的な資金配分が可能となる。	1	1		○							3407J
Z その他	その他	その他	ガソリン税	201	ガソリン税(道路税)は、道内にはあまり使用していない。	1	1								○	1048Z
			旅券	202	旅券申請などの発券業務。	1	1					○				1050Z
			道路の維持管理	203	道路の管理、維持が地域の実情にあっていない。	1	1							○		1054Z
			少年犯罪法の見直し	204	少年犯罪を減らすために、少年犯罪法を低年齢化。	1	1					○				1062Z

<集 計>

区分	提案数(重複含む)		項目数(No.)		特区提案として検討すべきもの					特区提案によらずとも対応可能なもの					
					提案数	項目数	aの内訳			提案数	項目数	bの内訳			
							答申へ	一旦終了	継 続			国の専掌	現行法令	現行施策	その他
	A+B		a+b		A	a				B	b				
当初分	248	(288)	204	No.1 ～No.204	106	65	18	44	3	142	139※	10	38	36	57
追加分①	40	(40)	38	No.205～No.242	26	24	7	15	2	14	14	2	7	0	5
追加分②	2	(2)	2	No.243～No.244	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
追加分③	9	(11)	9	No.245～No.253	9	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0
追加分④	15	(15)	15	No.254～No.268	14	14	4	10	0	1	1	0	1	0	0
追加分⑤	39	(43)	39	No.269～No.307	16	16	3	13	0	23	23※	3	10	8	3
合計	353	(399)	307	No.1 ～No.307	173	130	31	78	5	180	177	15	56	44	65

追加分①・・・平成19年 7月追加
 追加分②・・・平成19年12月追加
 追加分③・・・平成20年 7月追加(五十嵐前委員提案)
 追加分④・・・平成20年 7月追加(五十嵐前委員提案以外)
 追加分⑤・・・平成22年 4月追加

※当初分に特区提案によらずとも対応可能なものに分類された項目のうち、3項目(No101 , No134、NO.306)について、分類された理由がそれぞれ2つあった。

道州制特区提案の状況			資料4
第1回提案 (H19.12.19提案 H20.3.21閣議決定)			国への提案時期等
地域医療	札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更	20年度政令改正により届出廃止	H19/10/3 第1回答申
	労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大	19年12月の政令改正により全国で実現済	H19/12/12 道議会議決
	地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大	北海道のニーズを見極めつつ継続検討	H19/12/19 国へ正式提案
食の安全・安心 くらしの安全・安心	J A S 法に基づく監督権限の移譲	21年度政令改正により全国で実現	H20/3/21 [国] 推進本部 基本方針変更の 閣議決定
	水道法に基づく監督権限の移譲	20年度政令改正により21年度移譲 財源については交付金として73万円を措置	
第2回提案 (H20.3.31提案 H21.3.27閣議決定)			
環境	国土利用の規制権限等の移譲	分権改革の検討状況を踏まえて検討。農地転用許可は新農地法施行後5年を目処に検討	H19/12/18 第2回答申 H20/3/26 道議会議決 H20/3/31 国へ正式提案 H21/3/27 [国] 推進本部 基本方針変更の 閣議決定
	人工林資源の一体的な管理体制の構築	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	
	森林関係審議会の統合	現行制度で対応可能であることを通知	
	廃棄物処理法に基づく権限の移譲	モデル事業の実施及び省令改正により対応	
観光	特定免税店制度の創設	別の手法による実現について別途検討	
	国際観光振興業務特別地区の設定	別の手法による実現について別途検討	
	企業立地促進法に基づく権限の移譲	道州制の税財政等のあり方を踏まえ検討	
	外国人人材受入れの促進	道と定期的な意見交換を実施	
	地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大	道の試験実施状況を踏まえ継続検討	
地方自治	町内会事業法人制度の創設	現行で対応可能な範囲を明確化し通知	
	法定受託事務の自治事務化	関連の提案と一体的に検討	
第3回提案 (H20.10.8提案 H21.3.27閣議決定, H22.3.26一部変更)			
地方自治・地域再生	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止	維持管理にかかる負担金制度を廃止	H20/7/18 第3回答申 H20/10/3 道議会議決 H20/10/8 国へ正式提案 H21/3/27 [国] 推進本部 基本方針変更の 閣議決定
	道道管理権限の町村への移譲	分権改革推進要綱に基づき検討し全国措置	
	福祉運送サービスに係る規制緩和	運用変更により全国展開	
	コミュニティハウスの制度創設	通知により推進。実施状況を踏まえ社会福祉法の見直しの中で制度化を検討	
	指定都市等の要件設定権限の移譲	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	
第4回提案 (H21.7.16提案 H22.3.26閣議決定)			
地方自治・地域再生	「条例による法令の上書き権」の創設	地方分権改革推進計画に基づき条例制定権を拡大	H21/4/10 第4回答申 H21/7/3 道議会議決 H21/7/16 国へ正式提案
	国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示	現行制度で対応可能である旨を通知	
	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大	現行制度で対応可能な範囲を明確化し通知	
地域医療	過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置	基本的には対応困難。現行制度で一部対応可能である旨通知	H22/3/26 基本方針変更の 閣議決定
健康づくり産業	健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	健康食品の表示に関する検討等を踏まえ継続検討	
第5回提案			
地方自治・地域再生	「ふるさと納税」のコンビニでの収納 自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大		H23/5/11 第5回答申 H23/10/7 道議会議決
	税制上の優遇措置が受けられるNPO法人を適正かつ円滑に認定・監督するための国と道等が連携を図る仕組みなどの法制化		
観光	北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大		H23/10/28 国に正式提案

前期委員会からの申し送り事項

道州制特別区域提案検討委員会
(任期:H21.11.6～H23.11.5)

1 総括的な事項

(1) 審議の進め方について

- 道民提案を募集し、それをもとに審議していくというこれまでの手法については、道民のニーズに応えた提案を直接国に届けることで、道民に道州制や道州制特区を理解していただくという点などに大きな意義がある。
- 寄せられた道民提案の背景や提案に関わる道内の実情をよりの確に把握するため、関係者からの意見聴取は重要であることから、これまで以上に、地域や関係団体等の意見が審議に反映されるよう、意見聴取の機会を多く設ける必要がある。

(2) 審議・答申分野について

- 平成 21 年 4 月から平成 22 年 4 月までに寄せられた道民提案(39件)及び庁内提案(2件)については、一通り審議を終了し、「ふるさと納税のコンビニでの収納」など、4項目について知事に答申を行ったところである。
今後は、本道の独自性や優位性(農業や観光が基幹産業であること、豊かな自然環境に恵まれていること、安全・安心な食を提供していることなど)を生かすとともに、直面する課題などに適切に対応し、本道の自立的な発展につながるよう、幅広い視点から、関連する事項も含めて議論を深めていく必要がある。

(3) 道民提案について

- 平成22年5月から現在まで、新たに寄せられた道民提案(37件)については、提案の趣旨や背景などを十分に踏まえ、関係者からの意見聴取も積極的に行った上で、検討を進めていくものとする。
- これまで道民から寄せられた提案については、地域医療をはじめ、経済、環境、福祉、地方自治など多種多様な内容を含んでおり、今後も有効に活用していくことが大切であることから、審議を一旦終了したものについても、新たな提案や情勢の変化などを踏まえ、再検討する必要がある。
- 道民提案を募集することが道州制や道州制特区に関する道民の理解を広め、地域の創意と主体性を生かした地域づくりに道民が参加する機運醸成に繋がることから、今後も、地域意見交換会の開催を含め、様々な工夫を図りながら、新たな提案の募集に努める必要がある。

(4) 庁内提案について

- 道自らが施策の効果的な推進や業務処理の改善に向け、特区提案を有効に活用すべきであり、今後さらに、庁内提案の発掘に積極的に取り組む必要がある。

(5) 提案の視点について

- 提案に当たっては、本道の独自性や優位性～『北海道価値(食・観光、環境など)』～を最大限に活用しながら、一体的かつ効果的な地域づくりが可能となるよう、次の視点から検討を進める必要がある。
 - ① 地域の自立的発展につながるような提案
 - ② 大災害に備えた防災や復興に貢献できる提案
 - ③ これまで移譲を受けた事務・事業との関連も含め、効率的な事務・事業の執行を図る上で必要な提案
 - ④ 国における地域主権改革の動きを加速する提案
- 経済社会の状況が大きく変化しており、一つの制度改正では、課題の解決が困難なことが多い。例えば、福祉と就労支援の一体的推進の仕組みづくり、地域福祉の考え方に立った高齢者や障がい者も含めた、まちなか居住などの推進やそのために必要な総合的な生活支援制度の確立など、現行制度の枠組みを超えた、包括化、統合化した提案となるよう留意する必要がある。
- 道州制を目指して地方分権を進めるという観点から、国の地域主権改革の取組などの動向を見極め、提案に向けて精力的に検討を進める必要がある。

(6) その他

- 道州制特区提案の審議は、将来の道州制を展望しながら、道民ニーズや道民の声を直接国に届けるためのものであることから、本委員会における審議がより多くの道民に関心をもっていただけるよう努力していくとともに、議論を実りあるものするため、委員が出席できる審議日程の確保について十分配慮する必要がある。
- 第6回答申に向けては、本委員会はもとより委員自らが関係者と相談しながら、新たなアイデアの発掘に努めていくことも必要と考える。

2 個別の事項

(1) 道民提案(353件)の検討結果について

- 道民提案(353件)については、一通り審議を終了したところであるが、判断を留保し、検討を一旦終了しているものもあり、今後も、様々な状況に柔軟に対応しながら、これら貴重な財産が新たな提案につながるよう、有効に活用することが重要である。
また、十分な審議を行うため、関係団体や庁内関係部局と連携を深め、必要な資料の確保に努めていただきたい。
- 前期委員会から、状況変化に応じて継続検討を行うことになっている次の3つの事項については、それぞれの事項に係る状況変化に応じて、今後、検討していただきたい。
 - ① カジノ
地域において市民の合意を得た上でのカジノ誘致に関する正式な意思表示の状況など。
 - ② 自由貿易地域
提案者における具体的な内容の検討状況など。
 - ③ 空港
空港別収支など空港に関する国及び道の情報開示や道が設置する「空港に関する有識者懇談会」の検討状況など。

(2) 庁内提案に係る継続案件について

- 『「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設』については、道が実施したモデル事業の検証結果などを踏まえ、改めて審議を行うこととしたところであり、今後、更に検討していただきたい。

今後の提案検討委員会における道民提案等の審議について

1 審議項目の予定について

区 分			審 議 予 定	摘 要
道 民 提 案	既 存 (353件)	「継続検討」項目の個別審議	カジノ	地域において市民の合意を得た上でのカジノ誘致に関する正式な意思表示の状況などに応じて
			自由貿易地域	提案者における具体的な内容の検討状況などに応じて
			空港	空港別収支など空港に関する国及び道の情報開示や道が設置する「空港に関する有識者懇談会」の検討状況などに応じて
	新 規 (37件)	「審議を一旦終了した」項目の個別審議（再検討）	（未 定）	情勢の変化など踏まえ、再検討
		第一次整理の上、個別審議	（整理中）	地域意見交換会の開催を含め、様々な工夫を図りながら、新たな提案募集に努める。
庁 内 提 案	既 存	「申し送り事項」により次回以降審議	（未 定）	「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設
	新 規	提案の都度、個別審議	（未 定）	
	特区計画の評価	特区計画の推進状況の評価を踏まえ、個別審議	（未 定）	

2 第6回答申の考え方について

- 上記項目について審議を行い、一定程度の答申本数（これまでを参考に概ね5本程度）がまとまった時点で答申する。

道州制特区提案に関する検討の具体的な進め方

1 第1次整理(道州制特区の趣旨の観点からの絞り込み)

- ・分野別に整理した道民意見
- ・道政上の重要課題、重点課題など

特区提案として検討すべきもの

特区提案に明らかになじまないもの

- ・現行法制度のままで対応可能なもの
- ・外交・入国管理(旅券の発券等)など

2 分野別に審議

提案の適否・可能性等を検討

- ・パッケージ化することを念頭に、道州制特区で提案すべきテーマについて、分野別に調査・審議(意見交換)
- 分類する分野(例):食・観光・健康、産業、くらし、環境・エネルギー、社会資本等
- ・なお、必要に応じて、分野を横断した審議を行うこととする。

審議内容をもとに整理案を作成し、更に審議

- ・審議内容を、現状、メリット、デメリット、提案に向けた課題、実現性等を含め整理

3 審議結果

第7回以降の提案に向けて引き続き検討する案件

第6回提案として盛り込むべき案件

施策の参考とする案件

4 答申

第6回提案に盛り込むべき案件

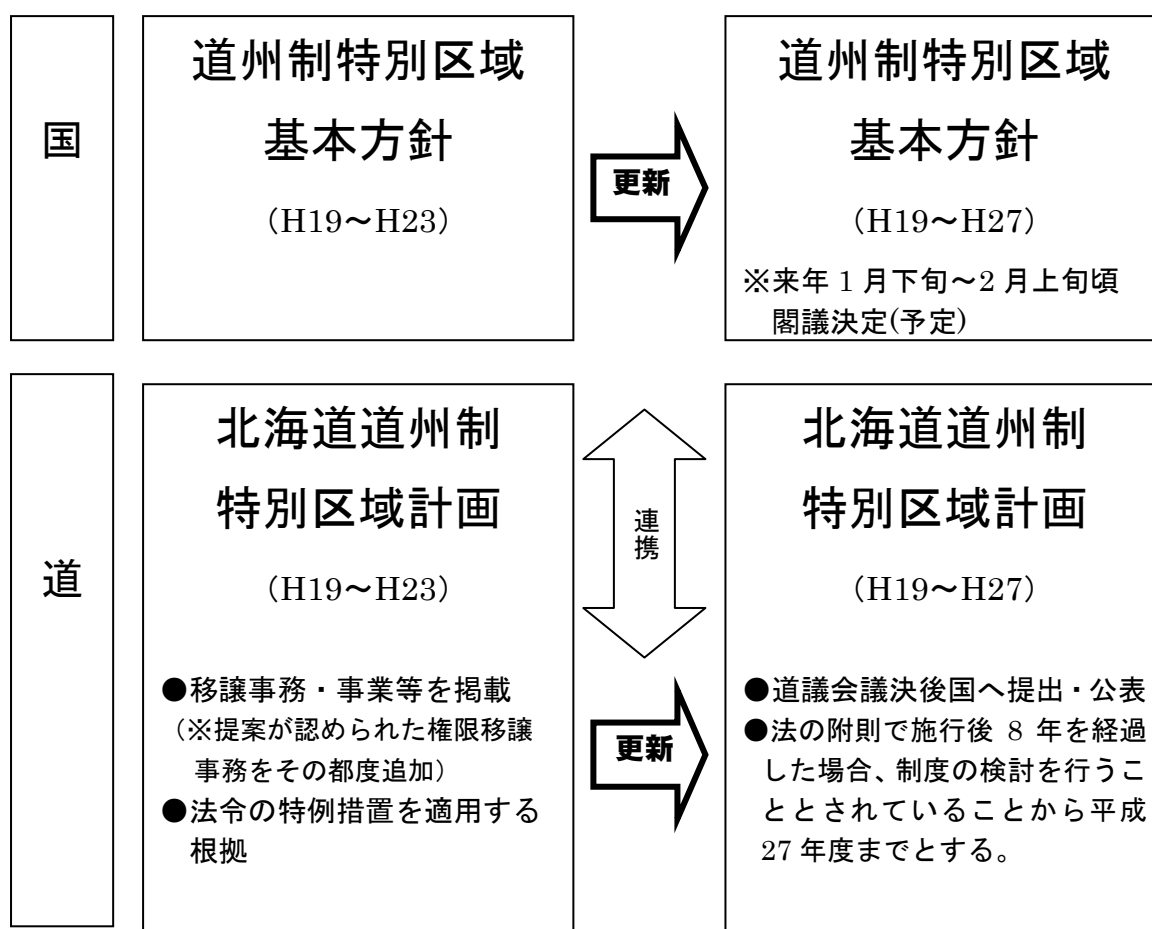
国への施策提案・要望等

分 野	提 案 項 目
農林水産	無農薬による就農を促進する制度（研修や資金制度）の設置
	口蹄疫対策としての抗ウィルスの「トランスファー・ファクター」（免疫情報伝達物質）の活用
	就農・営農しやすくするための土地規模の制限の緩和
経済振興	北海道観光業界の格付け（ホテルや飲食店の調理師の格付け）
	体験型旅行の優遇措置（道内外にPRできる農業体験旅行のモデル地域の確立）
	中心市街地活性化協議会の法定構成員であるまちづくり会社による不動産証券化の設定条件の緩和
	まちづくり会社が設立する中心市街地活性化基本計画の不動産開発を推進するための特定目的会社に対する税制優遇措置の適用
	中心市街地活性化に資する道路の使用許可の規制緩和
環境保全	建築基準法等の権限移譲による地球温暖化防止の推進（全国一律の基準見直しによる学校の改修）
	バイオエタノールの製造を安定的に持続させるための原料となるてん菜、小麦などの買い取り価格に係る支援措置
	捕獲実績のあるハンターに係る猟銃の所持許可の更新時の技能講習の免除
	森林管理署・森林管理局職員の狩猟免許取得による職務としてのエゾシカの駆除
土地利用	離農した農業者の農地に係る規制の緩和や財政支援による農地の流動化の促進
地域医療	看護師によるインフルエンザなどの各種ワクチン接種の弾力化
	看護師による抗インフルエンザウイルス薬の配布の弾力化
	歯科医による麻酔科専門医としての業務従事による麻酔科医の確保対策
	メディカルクラーク（医療事務作業補助者）の配置支援による医師、看護師の負担軽減化
福 祉 子育て	民生委員、児童委員の委嘱権限の国から市町村への移譲
	国が定めた基準以上の広さを確保するための道条例による保育所居室の床面積基準の設定
教 育	農業高等専門学校を設置認可権限の移譲
	子供の学力向上（授業時間の増加）
地域振興	自治体内を運行区域とする乗合タクシー等に係る許可権限の都道府県知事への移譲
	コミュニティ放送の放送区域を振興局管内まで拡大する北海道特例措置等の創設
	税制の優遇による人口の増加と観光活性化（所得控除制度の課税所得の一部控除、法人事業所税の一定期間の課税免除など）
	健康を維持するための食育や食とセットとなっている医療、観光とセットとなっている検診など、地域資源を健康づくりに結びつけていくためのシステムの構築及び健康保険の適用
	各法令に基づく役所への各種届出（例：各種開業の届出等）のコンビニエンスストアへの届出（取次）の可能化
	広域連合への課税権の付与
	地方公共団体債権回収の一元化

道州制特別区域計画の更新について

1 道州制特区制度の仕組み

- ・ 国は、道州制特区推進法に基づき、「道州制特別区域基本方針」を定め、道は、基本方針に基づき、平成19年3月に国からの移譲事務・事業等を盛り込んだ「北海道道州制特別区域計画」を作成し、その後、国に提案し道に移譲が認められた事務をその都度、計画に追加。
- ・ 「北海道道州制特別区域計画」は、国から移譲を受けた事務・事業等を道が実施する根拠となるもの。
- ・ 国においては、基本方針に定めた計画期間が平成23年度で満了するため、来年の1月下旬～2月上旬頃に基本方針を変更し、計画期間を平成19年度～平成27年度にする予定であり、道としては、国の方向に沿って「北海道道州制特別区域計画」の計画期間を更新する。



2 計画の更新に向けた道としての対応

- ・ 本道を取り巻く状況や道の政策の展開方向との整合性にも留意し、現状と課題、今後の取組などについて修正。
- ・ これまで国から移譲を受けた事務・事業等の効果を新たに記載。

3 計画（更新）の作成のスケジュール(予定)

- ・ H23年12月9日～H24年1月10日 計画（更新）の素案に係るパブリックコメント、市町村意見聴取
- ・ H24年2月 計画（更新）案を第1回北海道議会定例会に提案
- （H24年3月 議決後、更新した計画を国へ提出）

北海道道州制特別区域計画（更新）の素案の概要

1 道州制特別区域計画の目標

(1) 北海道の設置

- ・ 明治2年、政府は「蝦夷」に11か国を設置し、「北海道」と命名。
- ・ 北海道は、ひとくくりで一人の知事が置かれ、これまでも、面積の小さい順から積み上げた場合、22都府県のエリアに相当する広域行政を効率的に実施。

(2) 北海道の現状と課題

- ・ 人口減少や少子高齢化が急速に進む中、依然厳しい経済情勢など、多くの課題に直面。
- ・ 経済社会生活圏の広域化が進んでおり、広域行政の一層の推進が必要。
- ・ 本道の優位性を活かし、自立的発展をめざすとともに、高い食料供給力などを十分に活かし、バックアップ拠点としての役割の発揮を通じて、我が国の経済活動や国民生活の安定はもとより、災害に対し強靱な国土の形成にも本道が積極的な役割を果たしていくことが求められている。

ア 北海道価値を最大限に活用

- ・ 安全でおいしい食や優れた自然環境など、北海道の優位性である「北海道価値」を磨き上げ最大限に活用し、自立的な発展を図っていくことが重要。

イ 地域の暮らしを支えるための基盤の整備

- ・ 広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、道路、河川などの社会資本の効率的かつ総合的な整備に努め、人口減少社会における地域づくりの先行的な取組が求められている。

ウ 広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進

- ・ 市町村がまちづくりの総合主体としての役割を果たしていくためには、道と市町村が連携、協働し、広域的な視点から効果的な政策展開に努めていくことが必要。

(3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組

ア 目的

地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ること

イ 計画期間

平成19年度から27年度（9か年間）

ウ 移譲範囲

道州制特区推進法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定める。

エ 今後の取組

(ア) 地方分権の推進

- ・ 市町村の意向を踏まえ、道から市町村への権限移譲の一層の拡大に努めていく。
- ・ 市町村の行財政基盤を強化するため、道市長会、道町村会と連携し、広域連携に関する具体的取組が推進されるよう努めていく。
- ・ 地域を重視した道政の推進を図るため、振興局を「新たな地域づくりの拠点」とし、市町村など地域の関係者と一体となった地域振興施策の推進に取り組んでいく。

(イ) 行政の効率化

- ・ 職員給与の独自縮減措置のほか、職員数適正化など、行財政改革努力を行っているところであり、道自ら不断に取組を進める。

(ウ) 北海道の自立的発展

- ・ 北海道の自立的発展に向けて国に提案した第1回から第4回の26項目のうち、「札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止」や「水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可」など3項目が道に限って認められ、「JAS法に基づく監督権限の移譲」など15項目については、道の提案の趣旨に沿って所要の改正が行われ、全国展開された。
- ・ 提案の実現によって、札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能となったことや、水道事業者などへの迅速かつ一貫した指導・監督が実現し、地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などにつながってきている。

(エ) 特区制度の活用と財源の確保

- ・ 地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の構築に向け、本道の優位性である「北海道価値」を最大限に活かし、一体的かつ効果的な地域づくりが可能となるよう、今後も道民からのアイデアなどをもとに提案を積み重ね、北海道の自立的発展を図っていく。
- ・ 今後の本格的な権限の移譲に向けて、必要な財源の確保を求めていく。

(注) 下線を引いた箇所は現計画を修正又は追加した部分。

2 北海道が実施する広域的施策の内容

国から移譲を受ける事務、事業等と一体的に次の広域的施策を展開。

- (1) 地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供
- (2) 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化
- (3) 調理師資格者の資質の向上 -----
- (4) 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化 -----
- (9) 地域医療を担う医師の確保 -----
- (10) 水道水の安全性及び安定供給の確保 -----

- (5) 保安施設の整備等による森林の保全 -----
- (6) 砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進
- (7) 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築
- (8) 河川の整備等による治水対策の推進 -----

3 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

2に掲げる広域的施策と併せて、これまで国が行ってきた次の特定事務等を道が実施。

- (1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
- (2) 商工会議所に対する監督の一部
- (3) 調理師養成施設の指定
- (4) 鳥獣保護法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可
- (5) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
- (6) 水道法に係る水道事業及び水道用供給事業の認可

4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

2に掲げる広域的施策と併せて、これまで国が行ってきた次の工事又は事業を道が実施。

- (1) 民有林の直轄治山事業の一部（2地区）
- (2) 直轄通常砂防事業の一部（2水系）
- (3) 開発道路に係る直轄事業（5路線）
- (4) 二級河川に係る直轄事業（2水系）

広域的施策と併せて実施する特定事務、工事又は事業等の効果

国から道に移譲された事務・事業等は、道がこれまで実施していた事務・事業等と一体的に行うことにより効率的な執行とともに、申請窓口の一本化により利用者の利便性の向上などが図られている。

5 その他の取組

(1) 連携・共同事業

- ・ 広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局等が連携・共同して、事務、事業を実施。

- 国有林と民有林が一体となった森林づくり
- 国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化
- 防災体制や防災装備の一元的な管理・運用
- 道路管理者が連携した案内標識の整備 など21の事業

6 広域的施策の施策効果の把握及び評価

(1) 基本的な考え方

- ・ 広域的施策の推進状況、施策効果を的確に把握する。
- ・ 地域社会や本道経済への影響等を適切に評価する。
- ・ 道民からの意見、提言などを踏まえ更なる提案を行う。
- ・ 評価にあたっては、客観性の確保に努める。

(2) 作業の実施時期等

広域的施策の推進状況等は、毎年度、フォローアップ作業を通じて把握し、これを踏まえて評価作業を実施。